

津藩史稿 第十六卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文献刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第九章 第九代高嶽

第一節 明和、安永時代

1, 参宮道者の通過

2, 銀札の発行

第二節 天明の饑□

第三節 領土興復の経綸

第四節 菓木役所

1, 植林

2, 樹苗配付

3, 椎茸栽培

4, 耕地障害木伐採

	5	養蚕奨励
	6	水運開発の経営
	7	菓木事業の経費及其の運用
第五節		菓木附帯の諸計画
1,		極楽橋維持方法
2,		山焼の制限
3,		酒類紙類の移入防圧
4,		津町商工発展策
第六節		津府附近治水工事及新田開拓

第九章 第九代高嶷

幼名は高敦、表字は義卿、寛政八年忌避する所ありて高嶷と改め、字を徳卿と更む。別号は鶴汀、幼名を初次郎といふ。高豊の長子にして延享三年七月四日津城に生る。産母は侍女中村氏名は都合子ッグ完光院なり。宝暦十二年十一月久居藩主高雅の遺領を相続し、十二月叙爵して佐渡守と称す。時に齡十七歳なり。明和四年大膳亮と改む。七年閏六月高悠卒去するに及んで、入りて其の後を承け、八月和泉守と更名し、十二月従四位下に叙す。先代の

余業を継ぎて仙洞御所の造営に従事し、此冬

竣成す。九年十二月侍従に任せらる。安永三

年始めて楮幣ちゆへいを発行して城和封内に頒つ。六

年城和封疆を巡視して笠置を攀ぢ 行在遺址

を探る。九年東海道諸川浚渫助役を命ぜられ、

三月成りて時服三十を賞せられ、従事の藩士

十三人時服及白銀を受く。安永より天明に涉

りて屢風水の害を受け、天明六年遂に稀有の

凶荒となる。高嶷百方之を救済し、備さに艱

苦を嘗む。寛政九年陞りて左近衛権少将に任

ぜらる。此年菓木方役所を創設して山林に植

樹し、遺利を興し、民業を奨励して領土の興

— 「ちよへい」と読む。紙幣。

復を図り、又岩田塔世の二川を改修して水利を便にし、次いで農村土地兼并の積弊を矯めて、郷民の貧苦を救済せんとせしに、農民其の本旨を誤解して遂に暴発せり。寛政十一年四月東海諸川浚渫助工を命せられ、十二月竣工して時服三十襲を賜はり、従事の土藤堂広通等十三人亦各賞あり。高嶷又儒学を奨励して文教を振作せしが、国用匱乏の為め学校を起すに至らずして止めり。文化三年八月廿六日病みて津城に卒す。享国三十七年、寿六十一歳、幕府市橋下総守長昭をして来り吊せしめ賻銀三百両を贈る。寒松院に葬り、法号を

祐信院殿清峻高節権大僧都といふ。夫人は中川修理太夫久植の女院章善、世子高崧心疾によりて廃し、次子久居藩主高兌入りて継ぐ。其の系左の如し

高崧

某

幼名菊松天

女子

天

女子

甲ハッ

安永三年正月生る。生母は田公氏（なみえ）天明八年仏光寺門跡真乗に嫁す

高崧

小字五瀬千世子駿卿別号鳳陽母某氏名多代安永二年十月生る天明七年三月世子と為り大学と称す寛政元年將軍に調し従四位下に叙し大學頭と称す十二年十一月病により主殿頭と改称して染井に老す

高巽

寛政十二年嫡孫承祖世嗣となり享保三年天す

女子

天

女子順ツグ 安永三年生る。松平土佐守豊策に嫁す

女子 夭

高兌 安永九年生寛政二年久居藩主高蘆の後を承け、文化三年九月入りて宗統を継ぐ

某 夭

女子穀カヂ 天明三年生る松平越後守庚又室

女子睦ムツ 天明五年生る。藤堂出雲高茂に嫁し寡して藤堂高謨に再嫁す

女子 夭

高邁 天明六年生る。高兌の後を承けて久居藩主となる

女子湧ワキ 天明六年生る藤堂宮内に嫁す

女子 夭

女子 夭

高允 小字は乗之助ミツ天明八年生る

高徳	高慤 <small>ノブ</small>	高驥 <small>ノル</small>	高秣	女子 <small>ソヨ</small> 嫻	女子 <small>ソミ</small> 彩	女子 <small>ツレ</small> 聯	某	女子 <small>イト</small> 絃	某	女子 <small>ノブ</small> 延
小字東五郎寛政元年生る足守城主木下肥後守の嗣となる	小字陸之助寛政元年生る、文化五年没	小字雅七郎寛政二年生る一の御屋敷と称す慶応二年没	小字樫之助、久居藩主高邁の後を受く	一柳家に嫁す	一身田門主円祥に嫁す		天	大沢兵部に嫁す	天	藤堂豊前広旧に嫁す

第一節 明和 安永時代

一 人馬の往来などの絶えず続くさま。

1、 参宮道者群の通過

明和八年の初夏、拔参と称する太神宮参拝者全国各方面より群至して、津城下及沿道駅一邑に絡繹一たり。之より先慶安三年正月下旬より拔参り始まり、三月中旬に在りては箱根関所の通過人員一日五六百人乃至二千百余人に止れりと云ふ。次ぎて宝永二年にも拔参りありて、五十日間に三百六十二万人に達し、後ち又享保三年の拔参りは、正月元日に始まり四月十五日迄に四十二万七千五百人に上れり

と云ふ。而も以上の抜参りに関する津府下の状況に付ては、一も記録の徴すへきものなし。

明和八年の抜参りは四月初旬に始まり、八月中旬に至る迄四ヶ月間継続し、就中五、六の両月に於て最高潮に達し、津城下沿線の旅舎は勿論、普通民家にも宿泊者充満し御厨観音の如きは本堂の内陣及外廊を開放して止宿せしめ、其の最盛期には一夜千四五百人にも達せり。参詣者は大抵旅費を齎さず、旅装を治めずして群に投するを常とし、或は幼児を負ひ、犬を牽き来るもあり、津府及国道沿線の駅邑に在りては、ために金銭物品を施与し、

又は酒食、湯茶を供して之を待遇し、病者の
為めには医療を施し、行歩に悩むものには駕
籠を供する等の便宜を与へたり。藩庁は町年
寄以下民政吏に命じて、行旅を保護して盗難
を防備せしめ、病者及失群者の為めには駅伝
の聯絡によりて、之を原籍地に送還せしむる
等の措置を取りたり。『明和八年おかけ詣の

日記』

松坂の人稻
掛茂穂の著

に拠れば、此の抜参りは四月七

日に始まり、毎群幟を先登に立てて目標とせ
しが、其の幟には猥褻なる図画を画き、卑猥
の語を合唱して過ぎ行くもありしと云ふ。其
の喧雑の状況以て想察すへし。左に記するは

津町年寄の日記抜書覚帳より関係項目を抽出せしものにして、当時の概況を推測するの資料として茲に掲ぐ。

明和八年

一此節諸国よりぬけ参り多く候七十年前

御蔭参と同事

一ぬけ参之義御書付出る

一ぬけ参多く泊付被仰出候事

一観音寺中不動院へ御穧ふり候事

一ぬけ参多く宿の事

一往来多く諸用心触出る

一八幡にて旅人病気の事

- 一ぬけ参問屋よりそへ状仕送り候事
- 一八幡町病人快気一札を取り出立させ候事（以上四月）
- 一岩田より旅人の病人問屋場へ送り来り送り戻させ候事（五月二日）
- 一南方より八幡町へ旅人の病人送り来り候件（同前）
- 一旅人町送りの事（同十三日）
- 一築地町病人快気いたし発足の事（同十四日）
- 一旅人の儀二付御意の旨御書付（同十六日）

一此度御影参に付四天王寺塔に旅人七百
人計も臥り居申候に付寺より内意の事

(同十八日)

一此度不時参宮人多く旅人泊付の事(同

廿四日)

一淀宿より関宿まで牧方役方より旅人送
りの儀申来候事(同日)

一大門町にて旅人病死の事(同日)

一旅人施行駕籠の事余り仰山二付名主中

へ其段申送候事(六月十一日)

一ぬけ参大門辻にて出産いたし候事(同

十九日)

一ぬけ参多く候ニ付脇町へ不立入候様申

付候事（七月朔日）

一御影参数多有之候に付観音裏へ仮小屋

を建て抜参り泊らせ可申哉の旨寺中よ

り伺の事（同二日）

一地頭領町にて旅人病気の事（同六日）

一備中山下の者病死に付金台寺にて葬送

し呉候様連の者相頼候事（同八日）

〈備考〉

本目録に対する内容記事は残存文書滅失したるが故
に知るへからず 藩の通牒文法令文とも亦残存せず

本件に関しては大宝院日記に観音堂止宿人に付ての詳記あり
明和お蔭参に関する津町の記録として唯一のものとするべし。
されど煩を厭ひて茲には抽出せず

2 銀札の発行

安永四年始めて銀札を発行す。是より先元
禄十六年四月、木下五郎太夫、倉田善太郎等
松坂羽書の流通状況を藩吏に申報し、藩は之
れによりて研究する所ありしも、見る所あり
て実施に至らず。其の後享保十五年幕府は各
藩に向つて、年限を定め金銀錢札を発行して
領内の流通に供することを許し、予め允可を
經て施行すへき旨を発令せしが、此時も藩は
尚之を発行するの意志なく。爾後四十四年を
経過したる安永三年に至り、始めて之を発行
せんとし、施行期限を二十年と定めて幕府の

許可を受け、大和古市に銀札会所を置きて製造せしめ、翌四年に至りて之を頒布せり。其の種類は正銀札、六十匁定直銀札の二類にして、一匁、五分、三分、二分の四種に分てり。正銀札とは流通銀貨の直接代位たる紙幣にして、こは後代に丁銀、豆板銀等の廃止せらるるに及びて、之を銀札に改めたり。六十匁銀札とは一匁札六十枚を以て金一両に兌換する紙幣にして、後代文化十一年に六十四匁銀札を發行するに及びて、自然に之に圧倒せらるるに至れり。当初専ら城和管内に流通せしむるの目的なりしが、民間氣受極めて良好にして、

一 「だかん」と読む。貨幣を他種の貨幣と取り替える。

伊賀、伊勢領内共に流通円滑なりしかば、津府岩田の松本覺右衛門を引替出張所に指定して、津領に於ける播布及引替の任に当らしめたり。

和州御領下古市銀札之儀は安永三午年より二十ヶ年の間通用之儀公儀へ御届相濟候に付同四未年十月十五日より銀札発頭仕候処其後何の差支候節も無御座通用最通随分宜く相行れ申候乍然右に付て余程ツゝ御入用も在之候処御益筋は九八の摺と申唱候て百目に付四厘ツゝの御徳用迄ニ付何卒引替差支に相成不申候て御益筋

出来候様重々相考請札と申儀相目論見候
右取極方は仮令は正銀九貫目持参仕候而
請札仕度段願出候得バ銀札九貫百八十目
相渡右引替為世話料九貫目之内三貫目は
貸上分ニ仕年八分ツゝの利息毎暮相渡申
候尤引替の善悪により利足渡八分の内に
て割合を以て相渡申候右貸上分に仕候正
銀并引替手宛銀之内相考候而引替差支ニ
相成不申候程会所より城和御領下并切印
証文等を引当に仕候而貸渡申候は、右利
銀之内御徳銀も出来可申様奉存候ニ付此
儀相伺御聴届相濟候に付札遣ひの者共へ

寄々請札之仕方を申聴せ候処同六酉年よ
り右請札願出候者追々出来仕候而年々右
貸付銀取極候に付御徳銀次第二相重み当
時左に顕候程に相成申候且亦右御徳銀御
勝手方へは具に不書出惣銀高は御別物徳
銀取集帳に相認年々貸付手尻の模様一ヶ
年限に御年寄衆へ書上来候処爾来は銀札
方諸勘定は御勝手方へ是迄の通年々仕立
候て右御徳銀之惣銀高は内々の取扱にい
たし年分取りの手尻を仕送帳面二相認
年々御年寄衆へ直に差出候而御見届御調
印可被成旨此度被仰出候二付如斯帳面一

冊に仕立差出御見届出来候事

于時天明七未年十二月

(銀札方御徳銀取集仕送帳)

銀札の発行をして藩庁に有利ならしめんとして、始発後十三年を経たる天明七年に至り、右の如き經理方法を案出せり。爾後寛政九年まで十一年間の利益金計算の、仕送帳に見はるもの実に左記の如し。

金四千九百三兩三分銀一匁九分九厘 天明七年

金五千六百四十九兩三分銀十匁四分三厘 天明八年

金六千四百九十二兩二分銀三匁七分一厘 寛政元年

金七千四百七兩二分銀十二匁九分八厘 寛政二年

金七千四百七両二分銀十三匁三分七厘 寛政三年

金八千二百八十三両二分銀八匁八分一厘 寛政四年

金八千八百八十九両三分銀八厘 寛政五年

金九千二百三両一分銀八匁九分九厘 寛政六年

外金七百七十四両三分銀六匁八厘

金九千四百八十四両二分銀十四匁九分五厘 寛政七年

外金七百七十四両三分銀六匁八厘

金六千九百四十七両三分銀五匁八分五厘 寛政八年

外金七百七十四両三分銀六匁八厘

金七千二百二十七両一分銀二匁二分五厘 寛政九年

外金七百七十四両三分銀六匁八厘

発行高及準備金等のことは、文献の徴すへき

ものなし。楮幣製造の為に紙漉器を備へて
強靱なる紙を製し、真鍮製及鋼製の大小諸印
を以て之を印刷せしことは明なるも、其他の
ことは一切不明なり

第二節 天明の饑饉

明和五年六月、米価騰貴して金十両に廿一二俵替となり、津町内に困究者を出せしかば茶粥賑恤のことありしも、未だ凶荒といふには至らず。高嶷紹封の翌明和八年五六の両月早魃にして稼を害し、六月廿一日に暴風雨ありて被害甚しく、ために減収十八万石に至る。其の後一年を隔てたる安永二年六月久雨に次に暴風雨を以てし、津府塔世川溢れ岩田橋は半ば落つ。秋収を減すること十三万石に上り、冬に至りて米価騰貴して二十三俵半替と

なる

大宝院日記此年十一月十三日の条に『堀川町へ米二十二俵売る直段二十
十三俵五分』とあるに拠る。鈴屋日記十二月の米価三十二三俵替錢五

貫二三百文替とありて。
差違甚しきはいぶかし

又越えて五年、安永八年五月

三日大雨禾を傷ひ、減収九万五千石に至る

鈴屋
日記

此年十二月米価三十一二俵錢六貫二。
百文其外諸色下直世上寛也とあり以上三回の救荒事蹟

に付ては文献の存するものなし。或は他領豊
稔の大勢に影響せられて、食糧の欠乏を告ぐ
るには至らざりしならん歟。然るに其後二年
を隔てたる天明二年の夏秋の交、洪水風雨あ
りて減収十四万五千石に上れり、此年全国概
して不作にして、就中九州は大饑饉と聞えし
かは、米価昂騰して二十俵替となり、諸物価
も共に奔騰して領民困窮す。高嶷金五千両を

窮民に施与し、又別に金三千両を領下郷村に配与して救済基金となし、其の利子を以て飢民の救助に充てしめたり。翌三年領内の減収は八万六千百石なりしも他に比すれば尚豊況を以て称すべく、全国尽く凶饉なりしが中に、奥羽最も甚しくして餓孚続出し、関東地方は浅間山の噴火によりて、其の過半を焦土たらしめ、其の他の諸国も凶作に加ふるに疫病の流行を以てし、之が為めに江戸の在米欠乏せしかば、府下の大小名邸及富民の多くは米穀を買占めて食糧を儲へんとし、地方の現穀は続々江戸に輸送せられて減少し、地方の米価

随ひて騰貴して十七八俵替を唱へ、冬に入りて尚奔騰し、領内の窮民為めに飢餓に瀕せしかは、藩は廩米を施給して之を救済せり。然るに翌四年正月尚騰貴し、三四月の頃には更に昇りて十三俵替となりしが、他国は尚甚だしくして飢民続出し、江戸の如きは一両に四斗以内となり、更に奔騰して百文に付五合を唱へ、遂に將軍の膝下に餓死者を出すに至れり。

此年領内は幸に平作にして、下半季に入りて米価漸降し、十二月二十俵内外に至り、細民稍蘇息を得しも、諸国は尚概ね不作にして、

一 休む。生きかえる。

七月には江戸に大地震ありしかば、人心安定せずして物価降らざりしに、翌五年米作平順を得て廿三四俵替となりたり。而も他の物価は未だ均衡を得ずして依前高直を維持し、領民の生計に苦痛を感ずること多かりしかば、

高嶷は請免

或時期間租率を一定し豊凶により増減せざる納租法

村の不作地主に賑

恤する所ありたり。然るに災害は以上を以て終局せず、翌天明六年全国水損ありて江戸邸の如きは全く水中に浸され、船を以て往来するの惨況に陥り、領内も亦風雨洪水甚しく、減収実_ニ廿二万五千六百石に上り、遂に未曾有の一大凶荒を出現するに至れり。大宝院日

記に徴するに津方に於ける此年夏期の気象は
左の如し

五月 雨天日数六日 内大雨
二回

六月 同 十三日 曇天
一回

七月 同 十一日 内風雨
二回 曇天三日

八月 同 不詳 曇天三日

九月 不詳

之を事実とすれば、必ずしも日照時間過少な
りしにはあらさりしも、低温にして雨量過多
なりしか為め、成熟を不良ならしめ、因て以
て前古無比の大減収を致せしが如し。されば
米価は忽ち奔騰して、此年十二月には十三俵

替となり、諸物価亦随ひて暴騰し、翌天明七年正月には十一俵となり、加ふるに三月の過半は雨天にして、其の一日は大風雨なりしかは、麦作も亦不良にして四月には米麦ともに九俵替となりたれば、各階級を通して困窮愈甚しく、町郷ともに人心洶々一として恐慌の極に達せり。高嶷は去年金五千両を賑給せしが、七年に入りては廩米を出して農村の飢民を救済し、粥を煮て市街地の窮民に賑恤せり。其の如何に領民の窮苦に同情して、誠意を救恤に傾注せしかは、左の一篇能く之を証するに堪へたり

一 「きょうきょう」と読む。おそれおのくさま。

歲晚即事

光陰如流載冬行 撒豆声中一瞬驚 掃塵
搗糝人忙却 世事紛紛多懶聽 群臣怪余
獨閑了 何知勞苦此時情 米餼沸騰貴於
玉 遙聞饑民封內盈 想見菜色併日色
衣袂破盡露鵠形 邑里蕭條雞犬寂 預恐
無力佳春耕 春耕不力民愈困 老弱轉壑
壯者爭 豈彼之罪是余罪 赤子畢竟不可
刑 日夜冲々多憂慮 懇命郡吏濟貧民
糞倉出粟遍村野 城下粥廠急經營 若有
一民飢且死 失墜父祖仁惠名 不才竊慕
唐虞治 勵精只要仁政成 休怪歲晚閑無

事 未暇庭梅入品評

こは天明六年の歳晩に於ける高嶽の感懐なり。
年改まると雖も民の痛苦は消せず、加ふるに
春来氣象殊に違順なりしかば憂心沖々として、
自ら麦粥を食して領民の疾苦を体験し、民政
の吏員に諭して、救荒の方策に遺算なきを期
せしめたり。

諭農官書

書に云ふ民は惟れ邦の本なりと人人君た
る者愛せざるべからざる也 故に歴代の
明王皆民情に通達し民事に勞勉するを以
て務と為す 是を以て百性悦服して国益

固し 余亦政事に志ありと雖も、襁褓の中より深室に生長し 耳に触るゝは唯児女の談 目に染むるは唯遊戯の事のみ 稼穡の艱難に至りては未だ嘗て知らさる也 長するに及んで始めて其の愚を歎し、私に謂ふ下情に通する所以のものは独り学に在るのみ 日夜に秩を繙き 侍臣に問ふに古今の盛衰を以てす 固より不才にして国の主たるに足らざるを知ると雖 豈手を拱きて坐視すへけんや 頃年凶飢 民艱殆と饑餓に至る 且今春以来霖雨濛々として十日に一晴を得難し 私に

恐る又或は麦を傷はんことを　斯民何を
以て自ら存せん　故に再び大司農に命じ
倉廩を開きて偏く貧民を賑し　且富豪
の民をして之を助けしむ　余亦毎朝麦粥
を食して以て自ら檢束し　膳に対する毎
に封内の窮民を想うて食殆と咽に下らず
以謂らく彼れ賤しと雖本同体也　不幸
此に至るは甚た憫むへき也　因て又鬼神
に祈るに豊熟を希ふを以てす　猶恐る麦
既に稔らす　秋成を望むは又半年の外に
在り　其の豊凶亦未だ必ずべからざる也

頃關東北国大荒　人相食むに至る　誠

に謂はゆる前車の覆るは後車の戒也 豈
預め之が備をなさゝるへけんや 礼に曰
く邦に三年の蓄なくは国其の国に非すと
苟も之が備を為さんと欲すれば積に在
るのみ 蓄積の法義倉に若くはなし 義
倉は先公以来既に之を行へり 予又之を
補益せんと欲し 既に命する所あり 然
りと雖も是れ急に副ふの計に非る也、当
今の務は有司相励みて下情上達 民をし
て飢渴に逸れしむるに在るのみ 汝輩夫
れ之を勉めよ
(原漢文)

五月に入りて大坂、奈良、和歌山、兵庫、尼

ヶ崎等の地に暴動あり。二十日夜には江戸市中に窮民暴発す。此時江戸の米価は金一両に一斗二三升に上り、市民は殆ど食糧を得るの途なかりき。六月に入りては伊勢の米価は更に騰貴して六俵半替を唱へ、小売相場は一升二百三十文に上る。是れ実に極点にして前代未だ聞かざる所なれば、町郷を挙げて窮困の極点に達せり。此月二十六日加判奉行、郡奉行以下御厨観音に供物を奠して五穀成就を祈願す。而も六、七の両月に大風雨三回、大雨一回ありて人々皆秋収の激減を予料し、洵々として其の堵に安んぜず、米価は稀有の高直

を持続せしが、七月下旬作況の良好を見るに及んで漸次に低下し、八月下旬諸国豊稔の声と共に下落して二十俵替となりたり。此歳藩領の減収額は七万三千五百石にして、年末より翌八年五月頃迄は十六俵内外の相場を持続し、連年の瘡痍に苦しめる細民は尚痛苦に堪へざりしかば、高嶷は更に金五千両を給して之を賑恤せり。此年六月十六日暴風屋瓦を飛ばし樹木を倒せしが、秋収の被害は幸に軽微にして、減収六万四千三百三十石に止まりしかば、下半季には米価廿二三俵替に下落し、領民茲に始めて愁眉を開くを得たり。

以上天明凶災の経過を概言すれば、二年下半季より四年の上半季に亘りて既に凶荒の状を呈し、五年に稍蘇息せしも、其の瘡痕未だ癒えざるに、六年再び打撃を受け、七年に至りて更に強撃を被むりしかば、翌八年に涉りて痛苦を飽喫せり。藩が之に処して保護救済に力めし施設の詳況と、有資者 慈善者が施与に尽力せし顛末とは、前記の外、文献の徴すきべものなし。此の以後に於て高嶷は、寛政九年に米二千五十九俵を七十九ヶ村に、同十一年に米七千二百五十俵を領内一般に賑恤したる事実あるも、其の事由の詳細は伝はら

ず、但し寛政十一年八月十九日津地方に大風
雨あり、潮水溢れて岩田橋浮き上りしとの記
録あれば、稲作の被害も亦必ず大なりしなる
べし。

第三節 領土興復の経綸

既記の如く享保以来は領国の財況漸衰の歩調を取り、藩の財政も亦収支償はずして漸次に窮状に陥り、寛保、寛延の頃に至りて益困難を加へ、宝暦に入りて一層甚しかりしに、日光本殿修営助役に二十四万両の負債を生じて、殆ど施すへきの策なきに至りしが、明和、安永に入りて仙洞御所御手伝普請、東海道諸川浚渫御手伝等の臨時支出を課せられしかは、負債は益増加して經理の方法なきより、民間調達金の一部を献上せしめ、又は弁済期限を

繰延べ、利率を低減する等の方法を講じ、借替より借替に一時を糊塗する外なきに至れり。

津町の富豪河辺忠四郎、田中治郎左衛門等が調達金の為めに、特殊の待遇を受くるに至りしは其の頃の事にして、町年寄も亦所謂御内用に尽力したる廉を以て屢賞を受けたり。而るに天明に入りて未曾有の凶荒となり連年の災害に藩の租入も亦激減して、奈何ともすへからざる窮苦の極点に陥りしかは、藩は寛政六年に於て遂に一大猛断を加へ、領下よりの旧借に対して、無利一厘の元入即ち無利息千年賦、無利

二厘の元入即ち無利息五百年賦、無利一歩五厘の元入無利足六十六年賦、

二分利百年賦等の償還方法を用ふることを申渡し、外部に対しての借入金に付ても、之に準して施す所ありたり。元來藩の外部に於ける調達金は、江戸、京都及大坂、奈良の四ヶ所に於てし、其の江戸、京都は藩主に対する信用により資金の融通を得たるものにして

其の額多からずと雖も、大坂には蔵屋敷ありて、伊賀の貢米を水運により輸送して倉庫に貯蔵し、米切手を以て融通に供したるが、各藩ともに何時とはなく在庫品以上の空切手を発行し、未入の貢米を抵当として借資を募るに至れり、奈良は城和領内の貢米を処分する

市場にして、之を取扱ふ商人ありて融通の便あり。是等の所謂蔵方なる者は常に藩の爲めに調達金に任じて、相互に便宜を得たりしが、寛政六年の整理に際しては亦債権の幾分は棄却せらるゝに至れり。

爰に杉立治平といふ人あり 当時御用人
役を勤め儉約の奉行を兼帯す是れ近代の
俊傑にて藤堂家に於て抜群の大功あり先
年京大坂奈良其他所々の諸借金を追延に
し藤堂家相伝の米手形を減少し大借を無
にしたる人也
(岩立茨)

藩の財政は斯くの如く窮苦の極に在りしも、

高嶷は藩士を愛憐すること太だ厚く、凶作に際しても其の給禄に付ては之を節減せずして、其の生計に困難なからしめ、又寛政四年会計当局が、藩士の分掛りの従来五分なりしを、更に一分増率せんとの議を提出するや、断して之を斥け、『孟子にも諸侯の宝は三あり。土地、人民、政治なりとあれば、予は財宝を宝とせずして、士民の悦服を以て宝とするなり』とて、遂に之を許さざりき。

申達候覚書

当年御領下田畑植付後雨繁く冷氣有之作
毛不熟の上度々風雨洪水故誠に異なる凶

作にて御取箇不怪御損亡二付御家中へ被
下候物成渡方の儀御勝手方役人共尽誠精
相考候処下地必至御難渋の上異なる御損
毛故例年の通に相渡し候てハ一向御取続
難被遊其上金子等も近年至而不調候へハ
如何程御憐愍下り候ても根元の処御最通
附不申候へは如何共被遊方も無之事故乍
御心外明和八卯年の例を以て御帳尻免に
て被下候様仕度旨御勝手方の者共不得止
申出候付其段具に達御聞候処御上にも甚
以御心痛被遊打続格別重歩掛被仰付置是
のみ御苦勞被為思召御家中追々困窮の様

子及御聞被成御座候付此上右の通に相成
候てハ御家中一向立行間敷義と御憐察被
遊不顧前後御家中へは是非其儘被下候様
にと御意被遊候然共是迄年々御他借相嵩
候上今年御収納過分に相減し且臨時御物
入共多く有之旁以格別の御不足と相成候
付無抛御借用方迄も格別の御差略取計御
家中へも御免割にて被下候様被仰付候而
も猶夥敷御不足にて当暮の御凌一向不被
見候付御勝手方の者共総て不能了管御
憐愍の所は重々難有奉存候へ共公辺御務
向并御暮方の儀如何程相働候而も御最通

被為附間敷二付御帳尻免にて被下候様に
と押返し年寄共申上候処無余儀筋には思
召候得共何分御家中難渋の段深御憐察被
遊候条今年来年御勝手向の義は役人共一
統一致に尽精力如何様にも御取続の所勘
弁いたし御家中へは例年通被下候やう可
仕旨被仰出候右之通誠御仁恵の思召にて
甚御辛勞被遊候事二候条厚御旨の所何れ
も重々難有被奉存猶此上万端取違無之様
可被相守候此度公辺へ御届被成候御損毛
高夥敷義候右の通厚御仁恵の程何れも奉
承知居被申候様にと此段申達候事

高嶷は斯くの如く藩士を愛撫すると同時に、庶民の窮苦にも深厚の同情を寄せ、既記の如く災時の救済に最善を尽くせしのみならず、平時に在りても農村の振作と産業の発達とに注意し、藩の財政が前記の如く窮乏の極に陥りしに際しても、領下数名の富豪の『御用達』と称する者より借資を募るの外は、決して町郷民に用金を課したることなく、又土地の租率を高め、若くは新税を起したる等のことに無し。最も深く中流以下の小民を憫み、其の生活を根本的に安定せしめて農村経済の合理的発達を図らんとし、当務の吏僚に命じ、

領土の経営と産業の振興とを策せしめて菓木
役役を創置せしめ、又一面には農村の一部に
於ける土地兼并の積弊を根治して積衰を除か
んとせしが、細民之を理解する能はずして、
遂に寛政の農民暴動を発現するに至れり。而
も菓木役所の事業は爾後約三十年に亘りて継
続施設せられ、国土経営の効果を後代に寄与
し、其の業蹟は儼然として尚今日に存するも
のあり。事の顛末は次節以下に記する所の如
し

第四節 菓木役所

寛政元年岡本景淵五郎左衛門新に加判奉行に任せられ、長田三郎兵衛と共に民政を総攬す。二年茨木重謙郡奉行に任せらる。郡奉行手代に外山方道与右衛門といふ者あり。農林実務に精通し殖産興業の方策に付て講究する所あり。加判奉行等其の考案せる空地利用植樹、耕地障害木除去、植林及椎茸栽培、海岸防風植樹、樹苗配付等の事業経営方法を可として高嶷に告ぐる所あり。高嶷之を採用し、寛政四年新に菓木役所を開設して之れが実行に当らしめ、

同年より着手して年々継続し、文政中に至るまで約三十年間に亘りて施設せり。これを菓木役所略して菓木方といふと命名せしは、方道の提出せる意見書が最初の動機となりしが故なり。

菓木の仕法帳

於御領下菓木取立の仕法先つ御領下広大なる土地の儀二候へは見計を以て目論候様仕度事

先山林野川筋堤里村の曲輪に至る迄しかし田畑の差障り作方の妨等無之所の空地遊地など有之其の土地宜しき所へ菓木を目論其の土地をよく改め或は柿梨右は品

数多分のもの桃栗梅杏密柑金柑棗茅偕又
臘木どく油桐の木肉桂漆梔紙草其外藥草
藥木串柿つるし柿薯蕷一さつまいも草薺葛
根右等の儀は常々扶養にも可相成品且又
紅花藍麻苧右等の儀はこやし入候様の義
其の土地に応し候程のもの見計ひ為植置
申度事尤も困窮の百姓農人相減し候事も
有之候へは百姓方にて常々世話等無之も
の並に農業の妨に相成不申候様に相心得
取扱目論申度事

偕山中奥山にては炭山の灰或は椎茸岩茸
木耳且又自然に生し候藥草藥木等種々多

一 「しよよ」と読む。やまいも。じねんじ
よう。

分の義夫々取計致し方等有之御領下莫大
の儀二候へハ縦令捨置候空地の所へ松竹
を植置候ても仰山なる御国益に可相成道
理其の土地の万民に授りありながら空し
く遊地に致し捨置候儀歎かしく右国家の
為に可相成品は何によらず種を下し植置
候は、後々の要道凶作飢饉の貯窮家の助
にも可相成且又御領下の田所山田谷々惣
体田畠へ影さし候樹木縦令宮寺里村の曲
輪たりとも大切なる田地作物の日蔭にな
り候様の樹木は何によらず見計ひ伐り払
ひ万穀の妨無之様に為致只田地大切の道

理無之候ては下々作方等閑に相及事かと
奉存候事

右之通り何卒被為仰付候は、夫々其土地
の于水湿地を能く見改め取立候様に仕度
右等の儀は素人にては出来かたく常々心
掛接木等も巧者ならでは間に合ひ申間敷
然る所近来心附自身試に余程の菓木を植
置生立を考へ植付木の氣候を能く考へ丹
誠いたし候に付慥に手に入り候ものも有
之候へハ右の仕法目論等は此等へ被為仰
付候は、屹度取組成就可仕儀と奉存候且
又右等の御仕法御聞済も被為有候は、乍

内々則ち作方農業等の目見とも相成惣体
村々の仕癖役人の取扱奢り儉約博奕等押
へふりとも目見にも相成可申哉新に作方
目見役被為仰付候義異立可申儀も有之候
者に幸菓木取立役を相兼郷中一体の目見
にも内々可相成只万民は油断無之様に為
致候仕法第一の御国益と奉存候儲又広き
郷中万民の上に於て人々油断不致互に農
業を営み候事は目に見へさる事と申なが
ら御領下の損益は異成相違可有之哉に乍
恐奉存候右の段御聞済も被為在何卒被為
仰付候は、御味方のもの屹度手を揃へ御

国益を相目論見下万民の上は凶作飢饉等の貯并窮家の取立自然に出来候様工夫等も有之候へは何卒御聞濟被為可被為仰付候様奉願上候

但し御領下百姓家別一軒前に菓木雜穀によらす三十匆程の余慶を持出し候へは年々金一万両宛可有之道理依而大勢の上に於ては油断と心掛の損益は難計積り依之郷中行々相続積金の仕方も出来可申哉と奉存候

こは最初の提議にして、単に空地利用の菓樹植付と農作障害木除去とを目標とせしものな

りしが、其の実施の初に於て方道は更に献策し、農村居宅附近の有用樹木植栽の如きは、之を村吏に委任するも尚能く行はるべければ、菓木方は別に大規模なる植樹経画を立て、自ら手を下して之れが施設の衝に当るに如かずとし、川上、長野、加太、河内等藩有林の施業、諸川の堤防、川成、寄洲、荒地等の利用、海岸砂地の防風林植栽、山間に於ける荒地の利用等を計画し、又苗圃の新設、樹苗の購入配付、其他種々国土経営及殖産方案を立て、裁可を得たり。其の業績の要領は次頁に列記するが如し。

菓木役所は郡奉行の監督に属し、菓木係大庄屋、菓木係役人を以て組織す。其の事業資金及経費金は藩帑の支出に俟ちしこと勿論なるも、数年後よりは産物の売払収得金、冥加金等の収入を以て填補し、一種の特別経済として經理せり。其の事務は係り役人の合議を以て上司の決裁を経て施行し、規程は左の如く極めて簡単なり。こは寛政八年の制定なるも、その以前とても同様の方法順序を以て処理し来りしこと勿論なり

寛政八年御役所より下され候

御書付扣

一新御林並村々菓木取立之儀土地の良否
培植の事迄孰れも一統申談入念取計可
申候事

一諸木苗実植又は買入苗等は勿論有苗山
移仕候儀も一統申談の上時節おくれ不
申候様前以連印の書付を以て相伺差図
の上取計可申候事

一入用金追々内渡の儀是迄の通連印の請
書出し勘定帳へは懸りの大庄屋共も印
形差出可申候事

一内渡の金子外内に繰替等仕候儀決而不
相成候事

一 一巳ノ、の存念にて仕法目論等仕差出候は縦令一統申談候前に無之候ても少しも不苦候へ共銘々思慮の趣無遠慮可申出候乍併一統申談伺相濟不申候内私に取計候儀堅く仕間敷候事

一 所々へ出役仕候義も兼而仲間一統申談の上役所に申届聞濟の儀承知の上可罷越事

一 勘定帳面に仕立候節飯代之義は格別一巳一巳の目論帳面に認候節飯代立儀は不可然事

一 銘々不納得の儀を互に致遠慮任其意置

候儀は不宜候へは存意無覆蔵及論候事
不落合候義は取捨之伺可然事

一 勘定帳少しも潤飾不仕有の儘の義を第
一に可仕事

一 川上平倉山之儀は他所者も入込居候事

二 候へは取締方尚以油断有間敷候事

辰四月 郡 奉行

菓木方

外山与惣右衛門殿

奥田 惣右衛門殿

岡 喜左衛門殿

辻 五郎兵衛殿

菓木役所の累代の吏員及監督者の名簿の、残
存記録によりて知り得たるもの左の如し。

菓木役所 寛政四年設置

一郡奉行（又は其の代務員）

寛政四年より
同八年まで

茨木理兵衛 神田又三郎

同九年 神田又三郎 粟屋石九郎

同十年 児玉新四郎 神田佐左衛門
中村建太夫

同十一年より
享和三年まで 神田佐左衛門 中村建太夫
白井市郎右衛門

文化元年 中村建太夫 白井市郎左衛門
福山八蔵

同二年 白井市郎左衛門 三田村喜兵衛
福山八蔵

同三年 白井市郎左衛門 三田村喜兵衛

同 四年より
七年まで 白井市郎左衛門 稻垣孫兵衛

同 八年より
九年まで

真野又左衛門

臨時代理目附代官

同十年 朝山善左衛門

御船奉行

島川総蔵

白井市郎右衛門 小南弥平

代官

別所善蔵

吉田貞右衛門

添役

小南弥平 吉増甚助

同十一年より
文政元年まで

文政元年 中内藤八郎

同二年より 高橋省五郎

菓木方役人

寛政四年より 外山与惣右衛門 文化二
年迄

同 奥田惣右衛門 寛政九
年迄

同 岡喜左衛門 寛政九年迄

同五年より 赤塚平左衛門 文化九年迄

同 横田惣七 文化十二年迄

同六年より 辻五郎兵衛 後改五左衛門。未詳

寛政八年より 日並与三八 川上権茸及同御林専務

同九年より 赤塚甚右衛門 文化七年迄

同 塚沢五郎兵衛 文化十二年迄

享和二年より 外山勇蔵 文化二年迄

文化八年より 奥山吉左衛門 文化十年迄

文化九年より 川村嘉平治 不詳

文化十三年より 辻五兵衛 不詳

同 赤塚丹蔵 〃

同 田中徳次郎 "

同 塚沢弥五右衛門 "

文化十四年より 浅岡久次郎 桑掛
専務

菓木係大庄屋

寛政四年より 奥田文蔵 享和元
年まで

同 河村重右衛門 文化三
年まで

同 平松八兵衛 文化六
年迄

(以下不詳)

備考 以上の外不明。尚右の外に一部の専務担任者
ありしか如きも詳知し難きものあれは略す

以上吏員の手によりて経営せられたる事業は、
高嶷の卒去後まで継続し、文政時代に入りて
次代の明君高兌が事蹟の一たる養蚕の奨励と

なりたり。今其の始終に涉りて。業績の概要
を左に摘記すべし。

1、植林

樹林造成の事蹟左の如し

○ ○ ○
加太谷 加太谷は従来杉檜の適地として知られたる山林地なり。然るに其の字東山の藩有地は久しく荒廢して薪炭林となり居たるを以て、寛政五年より文化七年に至る十八年間繼續造林し、杉檜合計四十九万八千余本を植栽せり。又加太山林の林有に属せしものの中隣国江州の某々等に無年期売却せし杉山は、元來異法の売買なれば之を取消し、村有に復歸せしめしが、此の杉山は当時既に数十年の樹齡を経て、生育極めて佳良なる山林なりし

が故に、加太村は為めに大なる利益を得て村民悦服せり。

河内谷 河内谷の字小船山凡二十歩、字木曾ヶ

谷面積不詳、字伊賀峠凡三十歩の三ヶ所は、従来村有な

りしも、荒廢の儘久しく放棄しつゝありたれば、村民の同意を得て之を藩有に上地せしめ、寛政五年より文化七年に至る十八年間に於て、杉、檜及榲合六十一万一千余本を植栽せり。

北長野谷 字大谷に杉、檜、榲合計七万五千本を植栽して藩有林と為せり。

八知村 字隠地谷、字小畑谷、字シゲノ木

原等の村有放棄地上地せしめ、且接続民地

若干を買収補足し、之に杉苗三万二千余本を植付けて藩有林を仕立たり。

川上谷 川上村の平倉藩有林に於て、椎茸栽培用木を伐採せし跡地に檜苗を植付けたり。

又同村の杉山の多くは、紀州領上多気村結城三軒家に無年期売却せるものありしが、其の売渡証書は成規の裏判なく、全く無効の売買なれば、此点を以て買主に交渉して、巨大の立木のみを買主に収得せしめ、其他の立木と地盤とは之れを回収して原所有者に復歸せしめ、其の中、三十六ヶ所の山林は立木の儘更に藩に買けて御林となせり。其の立木には目

通六七尺の杉七万余本ありたれば、藩は為めに利する所多く、而して川上村民も亦大に悦服せり。

高野尾。此村内に於ける椋本、萩野、岡本の三ヶ村立会の草山、及び同村新田南森の空地に、松苗三万九千余本を植付け、尚椋本地内にも一ヶ所松林を仕立てたり

鮫ヶ谷。寛政八年より文化三年迄の期間に、小森村の鮫ヶ谷に於て、杉、松、榲、蠟等合計五万六千余本を植栽せしが、文化八年以後更に考ふる所ありて、全部櫨に取替へ植林せり。

海○○○ 相川口より大部田浦迄一帯の海岸植林を仕立てたり。こは防風の目的を以て造林せしものなりしが、後には風致を兼ねて白砂青松の勝景を為すに至れり。其の地盤の砂地なるが為めに、植林に際して樹苗の枯損多く、頗る苦心を費し、寛政五年に着手してより、享和二年迄十ヶ年を経て漸くにして完成を見るに至れり。其の菓木方計算簿に見はれたる植樹数は次の如し。

海辺浦々堤うゑ出し

大部田浦塔世川下堤内手中川原、乙部浦、

湊浦より阿漕、米津浦まで愛川橋堤、

右植付本数 ㄨ

六十四万六千四百十一本 但し枯損植替さし植共

内

松苗 六十三万六千四百四十一本

禮苗 一万二百七十本

ㄨ

右うゑ出し場高砂の所故苗有付痛多く

枯損 甲跋の砌枯多く損失うゑ付本数

多分に相減候

以上各項の外、寛政六年撰津より孟宗竹苗を買入れ、これを城内式部倉の空地に植付けしが、こは享和元年に小森村に移し孟宗藪模

範場となせり。又津府外茶屋町の西側溝端延長百五間に桜樹七十一本を植付けて道路の風致を添へ、一時は府下美観の一たりしが、後ち民家の立駢ふに従ひて消滅せり。是等は小規模にして言ふに足らざるも、領内各河川の堤坊、山間の空地等へは櫨、橙、雷丸、蠟、漆、栗等を植付けしめ、又小森、藤方、高野尾、萩野、上田新田等の空地には櫨、蠟を植付けたり、こは稍大規模の施設なりしが如きも、其の詳細は伝はらず。且後代に如何になり行きしにや、今は其の痕跡だも留めず。又菓木方は挿掛兼防風のハザカケためにする畦樹として

は、檜を以て唯一の適樹と認めて之を勸奨し、
其他の樹種を以てすることは一切之れを禁止
せり。

以上植林に付て文化七年迄に要せし樹苗合
計数は、枯植替、間さし植を併せて二百二万
五千七百三十八本に上り、其の文化八年に於
ける加太、北長野、八知、河内谷等の藩有植
林地の現在数は、杉、檜を合して八十七万本
なりき。

2 樹苗配付

空地利用植樹の普及を図る為め、一志郡小森村の山畑四町歩を購入して苗圃を新設し、主として桐苗を仕立て、他の購入諸苗木と共に之れを無代配付して植付けしめたり。桐は生長も早く用途も多くして、之を材料とする工業の発達を促すの利益あるにも拘らず、従来領内の産額僅少なれば、重きを之に置きて奨励に力めしなり。河内谷には従来紙漉を営むものありて、若干の製紙を産出するも、品質劣等にして産額も僅少なれば、之を発達せしめて領内の需用を充たし、他領製紙の移入

を防圧せんとして、先づ楮苗を同村及他の適地に配付し、菓樹類は蜜柑、柿、栗、梨等の外、當時に於ては非常の稀珍たりし葡萄、林檎に至る迄種々の苗木を購入配付して、農村の宅地は勿論、藩士居邸の空地に迄も植栽せしめたり。以上は寛政五年に始め、文政六年に至るまで継続して年々配付せしが、其の計数の残存菓木方計算簿に見はれたるは左の如し。但し桑苗配布のことは別項に録するを以て茲に記せず。

寛政五年

桐 四四六 加太

杉	寛政六年	同	蜜柑	同	同	同	蜜柑	同	同	同	楮
一二〇〇		二九五	三〇〇	二〇〇	二八〇	一二五	一〇〇	五〇	一〇〇	三五〇	二五〇〇
杉川原上		高野尾	貝川原田	前野	棕本	栗加	楠原	前野	下部田	櫛田	河内

同	林檎	同	同	同	同	同	同	楮	同	同	桐
						一	一	二			
三	五	二〇	五〇	二	五〇	一五〇	一〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇
横田惣七	雲林院	前田	雲林院	高野尾 分部	下部田	分部	神戸	河内	神戸	雲林院	河内

寛政八年

柿	桜苗	同	同	雷丸	檜	同	同	葡萄	同	同
一〇〇	三〇〇	一五〇	五〇〇	五五〇	九一〇	二	六	五	七	二
貝塚	松尾崎	御家中	海老原	小森	櫛田	前田	下部田	雲林院	下部田	赤塚平左衛門

梨
六
古馬屋

寛政九年

雷丸
二〇〇〇
小森

杉
二〇〇〇
河内

栗
五〇
同

杉
三五〇
同

柿接苗
一九〇
同

楮
九二〇
同

桐
三四〇
六根

楮
四〇〇
同

杉
三四〇〇
河内

寛政十年

桐 一五〇 海老原

寛政十一年

杉 四〇〇〇 河内

享和元年

杉 五〇〇 北長野

同 四〇〇 平木

享和二年

杉 二〇〇 北長野

文化二年

杉 二八〇〇 河内

文化三年

杉 六五〇 島貫

文化四年

杉 六〇〇 北長野

同 五〇 島貫

同 一二〇〇 河内

同 九〇〇 川上

(以上買入苗)

文化十一年

桐 二一五〇 諸村

(右小森苗圃仕立苗)

3 椎茸栽培

椎茸は一志郡山間に産出なかりしが、菓木方は川上村平倉山藩有林を踏検の際、椎、櫛の類の多く存在して、椎茸栽培の可能を発見し、寛政六年吉野地方より技術者を傭聘して之を試みしに、成績良好なりしかば、享和三
年まで継続栽培せり。而して其のほだき榎木伐採の跡地には檜、杉を植付けて造林し、伐採木の中、樅、榎、栗の類は角物に挽割り、若くは杓子等小形の製品に作り上げて搬出を便にせし、其他の雑木は白消炭に製して搬出を便ならしめたり。主産物たる椎茸は品質佳良にし

て、之を大坂市場に送りて試売せしに、平倉

一 ほまれ。ねうち。評判。

椎茸と称せられて一声価一を博せしかば、更に合

ケ野山林に於ても之れか栽培を行へり。菓木

方外山方道の手に成れる郷中仕法帳下帳に、

右の山椎茸の生し候木材多分有之より・不

・明夫より聞合を以て調糺し発端椎茸を

相目論見仕出候処存の外至而上品の代呂

物に有之京坂へ遣し試候処平倉山の椎茸

と申候て屹度於大坂立物に相成国産に相

泊り候…

とあり。其の収支計算は左記の通りにして、

頗る有利の事業と目せられたりき。此の事業

は十年にして廃止せしも、自から他の模範となりて民営栽培者を出し、爾来椎茸は山間地方の一物産となるに至れり。

一金二千五百六十兩二分十匁五分六厘

川上平倉御林の内にて椎茸仕出し掛御入用高

椎茸折抱人足給金并小屋詰飯米塩味噌其他入

用道具調代諸雑用共寛政六寅年より享和三亥

年迄十ヶ年の内諸色入用分

一金三千三百二十五兩一分一匁一分一厘 上納金

寛政八辰年より文化元子年迄九ヶ年の内出来椎

茸売払手入金

右山仕舞差引勘定

金七百六十四兩二分五匁五分五厘

勘定帳合
の過金

一金百四十九兩六匁三分七厘

合ヶ野村山の内にて椎茸木御買上仕出し方入用高

寛政十二年より文化二丑年迄六ヶ年の内椎茸

折抱人足給金并小屋詰飯米塩味噌諸色入用高

一金七十五兩十三匁三厘

享和三亥年より文化二寅年迄四ヶ年の内右出来

椎茸売払入代金

右山仕舞差引勘定

金七十三兩三分八匁三分

帳合の御
出金不足

一金三百五兩二分十四匁六分

川上村山にて倉ノ山芦谷椎茸仕出し方御入用高

享和三亥年より文化七年迄八ケ年の内椎茸折

抱人足給金并小屋詰飯米塩味噌諸色御入用高

一金二百四十七兩一分十四匁四分三厘 上納金

右差引勘定

金五十八兩一分一分七厘

帳合にて御
出金未年越

三ヶ所差引

合六百三十一兩三分二十二匁八厘 過 金

椎茸栽培試験が三ヶ所を通じたる差引に於て
一 贏利を得たること右の如し。以て其の有利の
事業たりしを知るべし。

4 耕地障害木伐採

耕地障害木の除去は、当時之を影伐と称し、菓木方の提議に依りて寛政中之を励行せり。外山方道提出『菓木其外植物並影伐等の仕法帳』の所記に拠れば、当時の農村には社寺の樹木の繁茂せしのみならず、村里民舎の周囲、溝渠の堤防等に於ける雑樹の鬱茂するものありて、附近耕地の通光を蔽遮し、又山間水田の多くは、林木の枝葉繁茂して通光、通風共に阻障せられ、其の林木の藩有に係るものは一枝も濫りに伐取るを許されずして、耕地の所有者は之に苦しむこと甚しかりき。且又当

初防風の爲めに耕地の周辺に植樹せしものも、樹種を択ふことに注意せきりしより、却て耕地の養分を吸取して作物を傷ひ、其の老木は風に堪へずして往々にして壊倒するものもありたりと云ふ。以上諸種の障害木を伐去して農作の増進を図らば、其の個々の利益は小なるも、領内を通算すれば巨額に達すべしとして之れを断行せしが、こは後節寛政一揆の条下に記するが如く、一時農民が不満の原因となりたるも、効果は後代に至りて実現して、心ある者の感謝を博せり。天保年中平松正愨の日記照心日乗に『天保十一年九月二十七日

茨木へ蔭伐陰徳只今に及ぶ書付内々見せ置
く』とあるは、此の消息を伝ふるものなるべ
し

5 養蚕の奨励

以上各項の事業は、高嶷の在職中に於て其の大部分を施行し、残余の小部分を次代に於て継承せしものなり。然るに養蚕奨励事業に在りては、全部次代高兌の施設経営に属し、高嶷時代の当事者の考察に導かれしものにあらず。されば亦菓木役所の一業程として進んで蚕業に及びしこと勿論なれば、事の首尾を明にする為め 便宜茲に記せんに、抑も高兌時代の養蚕奨励は文化十三年に着手し、文政四年迄六ヶ年間継続して小森、池田、佐田、下川口等に桑苗圃を設置し、購入桑苗十二万

二千四百八十八本を植付け、之れを原苗として苗木を仕立てて各村に配付せしめしが、文政三年に一步を進めて池田苗圃今の河芸郡一宮に在りに蚕児飼育場を設け、養蚕教婦を傭聘して春夏蚕を飼育せしめて他の模範となし、又椋本、玉垣等にも小規模の養蚕場を設けたりしが、池田試験場に於ては操糸、製織の工女をも聘して、生糸及絹織物の製造に従事せしめ、以て附近農民に模範を示せり。

池田村養蚕場所御取立に付村々取締并他

領大庄屋へ文通の事

此度河曲郡池田村に於て養蚕場所御取

□立被仰付懸り役人中相詰居取扱候事に候右産業見習度志有之徘徊仕度者は両三人宛罷越懸役人中案内いたされ差図をうけ神妙に其の業体を見習可申候右養蚕は専ら女の手業に可致事にて女職人多分抱置有之候故老若によらず猥に立入不作法の筋等一切致まじく候自然心得違の者有之候は、其の品により御沙汰に及ばるべく候条村限取締筋夫々入念可被申付候右之段可申達置旨被仰渡候に付相触候間可被得其意候

辰二月廿日 大庄屋

他領大庄屋へ

一筆啓上致候春暖之砌弥御安逸御勤珍
重奉存候然は当領河曲郡池田村に於て
養蚕所取立被申付其懸り役人も被差向
候事二有之候処業の婦人も多く居合候
二付年若の者共猥に立入不作法の筋仕
まじき旨当領村々取締方申付候事に御
座候就ては右村近辺其御領内村々の面
々右の産業見習に被参候等の事は不苦
品に御座候へ共前段の通女職人居合候
義二御座候間其心得御座候様御含置之
義奉頼候依之御頼為可得御意如此御座

候恐惶謹言

三月廿日

大庄屋

紀州領 桑名領 龜山領 神戸領

有馬領 小笠原知行所 信楽支配

大庄屋 宛

桑苗圃に付ての六ヶ年間の経費決算額は次の如し。以て其の事業の状況を窺ふべし。桑苗配付数及其の配付地、桑樹生育の様態等に付ては文献の徴すべきものなし。

文化十三年

一金五十二兩一分十二匁

桑苗五万八千七十本成
田重右衛門苗買上代

一金四十二兩二分一匁三分

小森島掛

一金二十兩二分三匁一分四厘 下川口桑苗畠掛り

〆金百十五兩二分二匁七分

外金十兩一匁一分五厘 諸入用

総〆金百二十六兩二分三匁二分二厘

文化十四年

一金三十四兩一分八匁五分四厘 小森畑掛り

一金八兩二分十一匁七分五厘 下川口畑掛り

一金十兩一分十二匁 北佐田畑掛り

一金十九兩三分_ト九分九厘 諸入用

〆金七拾三兩一分三匁二分八厘

文政元年

一金百五兩八匁三分八厘 小森畑掛桑苗代共

一金二十七兩一分十二匁二分二厘 佐田畑掛

一金三匁九分五厘 下川口畑掛

〆金百三十二兩三分四匁五分五厘

外金六兩六匁三分 諸入用

總〆金三百三十八兩三分三匁二分三厘

文政二年

一金九兩三分卜六分五厘 小森桑苗御買入御入用掛

一金九十一兩一分十四匁六分二厘 同所修理耕作肥シ入用
〆 粕油粕一切御入用高

一金四十一兩九匁五分二厘 池田村桑畑人足并肥シ一切御入用高

〆金百四十三兩九匁七分九厘

文政三年

一金三十兩三分六匁五分六厘 小森桑修理耕作肥シ入用下
行苗掛小苗植替諸入用高

一金三十六兩三分十匁二分八厘

池田桑苗肥シ入用、粕油粕并人足下男二人給金共一切御入用

一金五十五兩十四匁七分一厘 池田飼屋御普請一切諸払御入用高

一金六十二兩十四匁九分一厘

池田養蚕掛並糸取女賃銀雇二人賃銀其外諸雜用一切御入用高

、金百八十五兩一分一匁四分六厘

文政四年

一金五兩二匁五分七厘

小森桑修理耕作肥シ代入用高小苗植替并人足賃とも諸入用高

一金二十八兩二分十三匁四分四厘

一金六兩二分四分七厘 池田飼屋御普請一切諸掛御入用高

一金三十七兩九匁八分

池田養蚕掛り並糸取女賃銀雇二人賃銀其外諸雜用一切御入用高

、金七十七兩一分十一匁二分八厘

以上は菓木方計算簿『桑掛一件』の口座に記

せる各年別経費一覽なり。これに拠れば川口、

佐田の両苗圃は小規模にして、文政二年以降は存在せざりしが如きも、小森、池田の二ヶ所は最後迄継続して、配付桑苗の供給に任せしこと明なり。養蚕試験場は右計算書に見はるゝ池田飼屋の外、棕本、玉垣の両村に対して、少額の支出が計算簿の他の目に見はるによりて、一時此の二ヶ所に開設せられしことを証するも、其の規模は極めて小にして言ふに足らず。又製糸試験は文政四年の上納金計算書中、『池田出来蚕糸五百二十五文目を一文に付銀二十二匁八分二厘替、真綿六百五十匁を金一両二付五百三十三匁替にて売却せ

しことの外、計算簿中に所見なく、繰糸試験の業績及其の普及の状況を知り難きも、文政四年支出金計算中に、『金貳分と銀三匁八分八厘、南山中糸取雑用御下行分』とあるに徴して、僅少なから補助費を給して製糸を奨励せしことを知るべし。又製織試験は計算簿の別項文政二年支出金中に、『金八匁一分銀十匁六分四厘 機道具一切調掛り』とあるに徴し、織機を設備して試験を行ひたるを知るべきも、機台の構造、数量、織物の成績等に至りては之を知るに由なし。

養蚕業が往古より領内に行はれしは事実な

るべきも、それは山間部の副業として一小部分に行はれ、産額の如きは極めて微々たるものに過ぎざりしこと明にして、其の稍振興を見るに至りしは、文政年間の奨励に由ること亦明なり。小南弥平墓誌に『民に養蚕を教へ、桑を官圃に植ゑ、植うるを願ふ者あれば乃ち之を与ふ。一歳植うるを願ふ者殆と五万株、吏其の多きを患ふ。君喜んで曰く悉く之を与へよ、復た益多く之を植ゑんのみ』とあるを見れば、其の一時植桑の盛なりしを知るべし。而れども藩は他の一方に食糧充実の政策を高調せざるべからざるが故に、桑樹は剰余地、

未利用地の栽培適品として賞用せしむるに止まり、畑地に専用桑園を仕立つるが如きは、
当時に絶無なりし所なれば、養蚕収穫は自から制限せられて其の大を為すには至らざりしが如く、繰糸及製織の事業も亦随ひて局限せられたる小範囲のみに於て行はれ、山地の小副産業たるの程度に止まるの外なかりしなり。

6 水運開発に関する経営

菓木方は雲出川の上流及其の支流に於ける水運開通の可能を認め、一志郡大仰、瀬戸ヶ淵間の河床をは高瀬舟を以て仔細に踏検し、若干の障害物を除去すれば航通に支障なきを得べきを確め、之れが工事を完成したる上は、矢野村に於ける河口の堆砂を取除き、同村を中心として同川と伊勢海とを連絡し、一志郡山間地方の物資をこゝに搬出して、広く領外に販路を開拓せんとの大計画を立てたり。外山方道の手になりし郷中仕法帳に云く、

…
…
…

下之川谷上は下多気村右の谷には川あり
ながら是迄筏通し候儀も無之杉の抜伐等
は山にて伐り捨置く事に有之 然処近来
試に筏に組み川下し為致見候処心よく自
由に川下し出来候事に有之此上難場の処
少々取直し候ハ、屹度川出し宜しく可相
成是小事の儀にて無之

山中川丈通先南家城村より川上村迄の処
川通筏通行の所難場数ヶ所有之是を取直
し遣し候へは筏出しの運送掛も相減し抄
行も可致依之川筋も数遍打廻り及見仕法
の致方も可有之且又次第に新御林も相増

し多分に相成候へは先つ水力を以て木材
を出す川の義に候へは中々小事の義にて
無之仕法等も別帳に有之

雲出川矢野村より北家城前瀬戸ヶ淵まで
の道法凡五里程の間古来船の通行有之候
処尤川丈船道の所難場も有之に付取直し
方も積り見有之候事 然る所紀州領には
当時川其儘船を附御上納米を積下候事に
有之依て右川船之儀御聞済も被為在候ハ
、矢野村に於て納屋蔵を建置伊州越米并
木柴炭灰杉丸太角物等右の納屋に入置夫
より大廻しにして何れ成共取捌候様に有

之事

雲出後場より矢野村先迄の所近来莫大に
土砂集り高砂と相成水尾先至而捌け悪敷
故に次第に土砂上へ登り川の埋異成に相
及候事後々の憂難言依之相考候二付矢野
の西にて北川と南川の所に仕法の考も可
有之哉

是れ其の理想とせし所なり。抑も雲出川上流
の通舟に付ては、第三代高久在職中元禄の頃
に一時開始せしことありしも、水路の障害多
きと、陸運の衰替を虞りしとにより久しから
ずして廃止し、再来水運の利用は全然拋棄し

て顧ることなかりしに、菓木方の川上藩有林を經營するや、營林の施業と相俟つて之を開通するの要あるを認め、寛政中瀬戸淵より大仰迄の疏通設計を立てしが、工費の多額に上るは敢て意とせさりしも、其の流床には古來設置せる井堰ありて、其の灌漑区域の他領に屬するものあるが故に、之を切落して舟路を開くは水利既得權の侵害に涉り、殊に其の事他の領に関するがために輕率に施工し難く、且又他の一面には水運開発の結果として陸送物資の數量を減じ、ために山村に於ける牛馬飼養數を減少し、因て以て農業の衰替を招致

するの虞なき能はずして、関係村吏の異議を申立つる者ありしかば、本計画は遂に実現を見るに至らずして中止せしが、後ち文政五年に至りて、丹生俣より家城迄凡そ六里の流床を疏し、障害物を除去して流筏の通路を開けり。其頃又市瀬に官倉を建築して山中地方の貢米を貯蔵し、農閑を利用して之を雲出川の鵜飼舟に托し、下流矢野の倉庫に運搬するの便を起すに至りしが、是れ畢竟菓木方が当初の理想の一部を実現したるに外ならず。

次に安濃川に対する菓木方の水利開発意見は左の如きものなりき。

安濃川の儀は水上河内谷にて大山の流を
受候川には候へ共旱の砌は川水忽干上り
水は川の床をくゞり海底に流候事是全
川を砂石にて埋り依之義ニ可有之哉左候
へは水の浮せ方も別帳に致し有之

安濃川の義は先中郷にての大川に有之依
之左右の田地を養ふ事莫大の義に可有之
然る所土砂川中に集り高砂と成よつて水
尾の流れ悪しく田地を養ふ事不行届に付
川筋通旱損至つて多く中々小事の違ひに
ては有之まじく其上山々の水至て相減候
様に被相考候委しくは別帳に有之

右の川内田前より荒木辺迄の所川巾凡二
丁余も可有之又川裾に於ては家所谷に一
体に落合候て塔世川の落口纔四十間位の
川巾に候よつて水尾の流行悪しく故に堤
杯の損し可有之委しくは別帳に有之

右の川筋西は雲林院村より下は曾根前の
所迄川留にて高瀬の仕法も出来可申右は
絵図にも仕り別帳に有之尤も右等の義は
先加太河内右両谷に於て莫大の良木を取
立右の土地は杉の上品に有之候ニ付此所
重に取立候には代呂物出し場の川筋無之
ては大事を謀候者難出来ニ付川筋筏出し

等の考前以て仕候義に御座候

要するに安濃川の川床を整理開鑿し、汎濫を防止して灌漑の利を十分ならしむると共に、漕運の便を啓きて、水源地の産物搬出を容易ならしめんと期図せしなり。然るに同川には処々に井堰ありて、用水期節には全川を遮断して流水を引用するの慣行あるを以て、舟路の開通は関係諸村の反対あり。為めに寛政時代には何等施設する所なくして止みしが、文化八年に至りて計図漸く熟し、同年より同十年迄の間に於て、上流萩野村より曾根村までの流床を疎し、農閑期節中舟楫を通ぜしめ、

水源地の産物たる木炭及石灰を漕運して津町市場に販路を開かしめ、又萩野村に水車を新設して工業動力を供給する等の施設を試み、之が為めに多大の資本と考慮とを費せしも、此川元来水量過少にして舟楫に適せざれば、処々に瀦水装置を施して水量の定足を俟ち、之を切落して舟を下すの方法を用ふるの外なく、其の不便言ふへからず。川下賃、問屋冥加金等の事業収入は以て支出経費を償ふに足らざりしかば、僅に一二年の試験のみにして空しく廃止する外なきに至れり。

7 菓木事業の経費及其

の運用

以上寛政五年より文政四年迄二十九年間に於て、菓木事業に注入せし経費の収支計算は左の如し。其の経理は毎年上司の決裁を経しとはいへ、既記の如き簡粗の処務規程の下に低級吏員の合議を以て、領土経綸の事業が簡易敏活に進捗し、多年に涉りて差狂弛緩を来たさず、煩鎖にして多方面の業務を処理するに僅々数名の吏員を以てして、一も渋滞なく、又一人の背任、瀆職の行為に陥るが如き者をも出ださざりき

寛政五年より文化七年迄十八ケ年

総勘定

一金六千三百九十二両銀七分

右の内訳

金五百六十両二分十三匁四分四厘

加太村

東村御林掛諸入用木苗植付本数四十九万八千

二百五十二本

金三百二十四両一分銀十四匁八分一厘 河内村

新御林峠山掛御入用木苗植付三十七万九千二

百九十二本

金百七十四両二分銀二匁四分二厘

同村

新御林小船山掛御入用木苗植付十五万二千四

百九十三本

金百十五兩二分銀七匁七分四厘

同村

新御林木曾谷掛御入用木苗植付三万九千八百

八十五本

金二百四兩一分銀七匁八分五厘

北長野村

新御林大谷山掛御入用木苗植付七万五千三百

九十七本

金四十六兩三分銀二匁六分三厘

八知村

須淵垣内新御林隠地原掛北谷掛御入用木苗植

付三万二千九十五本

金五十六兩三分銀三匁六分三厘

川上村

平倉山御林の内木苗植付掛御入用木数×四万

五百九十四本

金八十九兩

小森村

新御林鮫ヶ谷掛御入用木苗植付本数 \times 五万六

千三百廿七本

金二十一兩二分銀二匁五分

同村

山起御苗場畑辺木苗植付掛御入用本数 \times 二万

九千四百三十一本

金百兩三分銀十一匁六分一厘

海岸

大部田浦より米津浦迄海岸木苗植出掛御入用

本数 \times 六十四万六千四百十一本

金三兩卜銀四分七厘

高野尾村

椋本萩野岡本立合所新御林掛御入用木苗植付

一万六千二百二十八本

金二両銀四匁二分一厘

塔世茶屋町往還端桜苗植付御入用

金四両一分銀十四匁二分

高野尾村

新田南森新御林苗植出し掛御入用本数 \times 二

万三千六十本

金三百十両

川上村

上多気村結城家持山御買上二十ヶ所元本数

凡七万四千本

小計金二千十四両一分銀十匁四分一厘

金九十三両銀五分五厘 櫛木諸払

金十九両三分銀四分九厘

式部御蔵屋敷の内
孟宗竹藪掛御入用

金九兩二分銀八匁五分一厘 南家城瀬戸ヶ淵よ

り下大仰迄の処舟通行目論掛御入用

金四十九兩三分銀十二匁七分二厘 村々へ諸木

苗御下行掛御入用

金三十四兩銀四匁一分一厘 村々諸木御苗場所

諸雜費掛御入用

金二百八十五兩三分銀五匁六分一厘 小森山起

畑惣御苗場掛諸入用

金二百三十二兩三分銀二匁四分 菓木所出役飯

代并小払諸入用

金三百三兩三分銀十一匁六分五厘 右同出勤日

雜用往來人足賃錢払御入用

ノ 金千二十九兩卜銀一匁二分

金一分銀十三匁六分一厘 大部田村 海辺植出し松枝
新
手
入
掛
御
入
用

金二百三十九兩二分銀五匁二分八厘 川上村 新
御
林
結

城山の内杉抜伐手入掛御入用
杉丸太其外代呂物仕出し方

金九十二兩三分銀十三匁八分三厘 同村 平倉山御林
の
内
よ
り
椎

梅角材丸太伐出
し方掛御入用

ノ 金三百三十三兩銀二匁七分二厘

金二千五百六十兩二分銀十匁五分六厘 川上村

平倉山御林の内より
椎茸仕出し掛御入用

金百四十九兩銀六匁三分三厘 合ヶ野 村方持山にて
椎
茸
仕
出
し

方御
入用

金三百五兩二分十四匁六分 川上村 村方持山の
内
に
て
同
前

✂ 金三千十五兩二分一匁四分九厘

合金六千三百九十二兩銀七分 諸掛御入用御出金

高

右の内へ

金四千二百五十三兩一分銀二匁四分二厘 諸産

物売代金上納

内

金三千六百四十七兩三分銀十三匁五分七厘

椎茸売払代

金四百十五兩一分銀三匁八分五厘 仕出物売

払代

金百九十兩 川上結城山の内二ヶ所売払代

右引去残而御出金未年へ越分

金二千百三十八両二分銀十三匁二分八厘

文化八年より同十年に至る三ケ年間収支

一金千二百九十九両三分銀十三匁六分五厘 菓木

諸掛総高

内

金二十二両二匁九厘 加太村

東山御林火除境通り焼切杉下刈拔伐丸太仕

出し諸掛

金十四両銀二匁九分七厘 河内村

新御林峠山小船山火除境通し焼切堀切杉下

刈蔓藤伐払諸掛

金六兩二分銀十四匁六分二厘 北長野村

新御林大谷山火除堤焼切杉下刈手入拔伐丸

太仕出し諸掛

金一兩二分銀十三匁七分 椋本村

中繩立合所字台新御林植出し諸掛

金一兩一分銀九匁一分 高野尾村

新田南裏新御林松林植出し掛

金三十八兩二分銀四匁二分三厘 小森村

御苗場畑諸掛人足諸雜用鮫ヶ谷松伐打手入

掛共

金百三十九兩銀二匁一分九厘 同村
并高野尾萩野藤
方上野新田堤

植出し
共

櫛木御苗場接木苗仕立所々植出し御下行苗

取扱諸雜費

金四兩一分銀十三匁一分七厘 八知村

新御林下刈手入拔伐其他諸掛

金百九十五兩一分銀九匁七分四厘 川上村

新御林結城の内杉山伐払其他諸掛

金三十六兩銀十四匁四分七厘 同村

倉の山芦谷椎茸諸払

金一兩二分銀五匁二分

琉球藿試苗植付諸掛

金三十四兩二分銀四匁四分九厘 菓木小払入

用

金三十三兩三分銀四匁四分五厘 同

金二十一兩銀二匁九分六厘 萩野御役所前水

車御取始諸掛

金十六兩三分銀八匁一厘 右水車取扱諸費

金七十二兩一分銀十一匁 萩野御役所入河内

炭買上代津出駄賃等

金六百八兩一分銀一匁四分六厘

右ハ御船通し諸掛御入用但此内へ歩下金の内

より五十七兩一分十二匁一分七厘補ひ川普請

御入用足の処へ勘定差引ニ相立有之尤も最初

川開始御入用高の内百六十一兩銀二匁一分七

厘諸品上り金上納分御元へ立用勘定に入る

酉暮惣勘定御入用高改七百六十九兩一分銀三

匁六分三厘

×御入用分千二百四十八兩一分銀六匁八分四

厘

五十一兩二分銀六匁八分一厘

右船通し掛取扱其外御買上物代等也手繰二相

成候此処へ追々諸入用勘定立戻し可申入候

合金千二百九十兩三分銀十三匁六分五厘

内

五百廿九兩二分十三匁一厘 菓木

六百八兩一分銀一匁四分六厘 川

百十兩一分銀六匁九分七厘 水車炭

五十一兩二分銀六匁八分一厘 諸色手くり金

右之内へ上り金

合金九百四十一兩三分銀一匁五分三厘

右之内

金八兩と銀九匁 加太東山御林拔伐丸太払代

金二兩二分 河内峠山新御林雜木払

金一兩と銀七匁 北長野大谷山杉拔伐丸太代

金一兩銀四分 川上平倉御林にて白炭焼立売

払代金

金七十一兩一分銀一匁一分六厘

小森苗場苗物及桐拔
伐其他仕出し物払代

金二兩銀二匁四厘 櫛成実払代

金五十九兩銀三分七厘 立木代地面代高木松

林一ヶ所払代

金七両三分銀八匁二分七厘 川上倉ノ山出来

椎茸払代

金三百八十両一分銀十二匁六分五厘 杉皮杉

丸太杉立木売払代

金四十六両一分銀十四匁八分五厘 河内炭御買上の
内売払手入金ニ

相成候残
炭勘定

金三十八両一分銀十四匁一分五厘 加太石灰

焼取扱差上金等

金二百七十三両三分銀十一匁八分一厘 御船

通し掛より上り金并炭代

差引

金三百五十八兩銀十二匁六分二厘 御出金分

文化十一年より同十三年に至る三ヶ年収支

文化十一年

金百七兩銀七匁四分七厘 菓木掛御入用金

加太河内北長野高野尾川上八知御林掛り入

用小森苗畑櫨木其他

金百四兩銀八匁三分九厘 上納金

苗畑仕出物御林雜木炭焼川上御林ニて杓子

仕出し加太石灰仕出し売上金

差引金二兩三分銀十四匁八厘 御元方へ御出金

文化十二年

金六十四兩三分銀十一匁一分七厘 御入用高

金七十八兩二分 上納金

差引金十三兩二分 過上金

文化十三年

金二百三兩三分銀八匁五分 御入用高

金七十二兩一分銀五匁七分一厘 上納高

差引金百三十一兩二分銀三匁二分 御出金高

右三ヶ年分差引勘定

金百十七兩三分銀十四匁四分六厘 御元方出

金

文化十四年より文政四年二至る五ヶ年収支

文化十四年

金百五十六兩銀十匁五分五厘 御入用高

小森苗場畑掛り加太河内北長野川上新御林

小森櫨木桑苗池田桑畑其他

金八十五兩一分銀十二匁二分三厘 上納金

小森苗場仕出し物代林産収入灰問屋差上金

杓子屋差上金

差引金七十兩二分銀十三匁三分二厘 御出金

高

文政元年

金二百二十三兩三分銀六匁六分 御入用高

河内加太北長野八知川上新御林掛り小森苗

場櫨木桑苗小森畑払下川口畑桑掛

金四十二兩二分銀十四匁四分 上納高

前年と略同様

差引金百八十一両銀七匁二分 御出金高

文政二年

金三百三両一分銀十一匁四分五厘 御入用金

加太東山河内北長野高野尾松林川上御林掛

小森苗場同建物同桑苗同養蚕諸掛玉垣村養

蚕掛機道具一切掛池田桑畑同建物掛等

金三十四両銀十一匁六分三厘 上納金

小森苗場仕出代品物代御林拔伐丸太加太石

灰焼方の者差上冥加金灰問屋二軒より差上

冥加金（俵数七千九百十九俵一俵二付四厘）

ミのや川高瀬通行の節焼炭売下金

差引金二百六十九兩二分銀四匁八分二り 御

出金高

文政三年

金二百八十七兩二分銀一匁二厘 御入用金

新御林掛り小森苗場掛り萩野蠟ノ木掛池田

桑畑并養蚕掛等

金五十七兩二分銀十三匁五分五厘 上納金

新御林仕出し丸太代池田飼屋出来系代灰問

屋冥加金石灰焼同上

差引金二百廿九兩三分銀十二匁四分七厘 御

出金高

文政四年

金百七十八兩一分銀五匁七分三厘 御入用金

新御林掛小森養蚕椋本養蚕池田桑畑同普請

養蚕掛南山中糸取雜用

金五十九兩二分銀六匁五分四厘 上納金

新御林仕出し丸太代石灰冥加金池田蚕糸五

百廿五匁同真綿代等

差引金百十八兩二分銀四匁一分九厘

御出金高

以上寛政五年より文政四年まで二十九年間の
収支を通計すれば、実に左の如し

	支出		収入	
自寛政五年 至文化七年	六千三百九十二兩と 銀七分	四千二百五十三兩一分 銀二匁四分二厘		
自文化八年 至同 十年	一千二百九十九兩三 分銀十三匁六分五り	九百四十一兩三分銀一 匁五分三り		
自文化十一年 至文政四年	一千五百二十五兩一 分銀二匁四分九り	五百卅四兩二分銀十二 匁四分五厘		
計	九千二百七十七兩一分 銀一匁八分四厘	五千七百廿九兩三分銀 一匁四分		

差引 支出過三千四百八十七兩二分銀四分四厘

即ち藩は三千四百八十七兩余を投じて、其の
 二倍六分余に相当する九千二百七十七兩余の事
 業を遂成したる計算なり。但しこは投資の数
 字的計算にして、其の水源を涵養し国土を富

まし、民業の発達に刺衝を与へたる直接間接の永久的効果に至りては、到底測度すへからず。

以上は菓木方計算簿に見はれたる文政四年迄の決算の要領なり。扱其の文政五年以後に於ける成り行きの如何は記録若くは帳簿の存するなくして明知するに由なきも、菓木係が文政六年千歳山遊園の植樹に従事せし事實に徴して、其の頃尚菓木方の存在せしを証すへし。されど其時は既に菓木本来の事業とてはなくして有名無実のものとなり、爾後全く廃絶して、小森村の苗圃地は村方の管理に委せ

られ、降りて天保の末頃には時の民政当局すら、菓木方の事蹟を知らざるに至れり。同十一年二月郡奉行平松正愨、南勢巡視の途次小森を過ぎて、孟宗藪の生ひ茂れる外、荒廃して見る影もなき有様なるを慨歎し、上司に稟議して稍之を興復せり。其の概要は左の文によりて之を知るべし。

天保十一年九月廿七日 小森上野苗場取
立

同 十月廿二日

口上書

此度小森山菓木苗場の儀二付同村より

不束なる願筋の口上書を差上候処右場
所の儀は岡本五郎左衛門奉行被仰付候
節御領下処々明地谷間野末など植付候
杉檜の木を初め数十万の事故行き足り
不申候に付建議有之茨木理兵衛専ら取
扱外山与惣右衛門かゝりに相成右場所
へ家を建て垣も手広くいたし又番人等
差置き役方よりも制札を立て松檜は勿
論櫨桑梅孟宗竹など色々植付苗類村々
へ多分に御下行に相成其の余御家中よ
り望有之候二付配付仕候御学校造営の
已後菓木方の儀殆んど廃絶にいたり此

節にては右に付私共も自然に不案内に
相成役方にては追々事実も相分り不申
候様に相成行申候御領下御林も伐採候
事のみにて植込候事少く候ては御国中
も段々相衰へ私共幼少の節は夕立の雨
度々有之或おやまと角の夕立は雷鳴強
く候故人々怖れ申候右も山方手落に相
成候故に無之や右なども確とは定め難
く候へ共何分草木とも植込地の利を尽
し御国富物産に心を用ひ不時の用に供
へ潤に相成候様仕度奉存候人々目前の
事には走り易く金銭利足の末に走り身

首を勤勞いたし候事を嫌ひ輕薄に相成
易く候個様の儀相談も仕度自然御国の
衰微と相成歎かしく候へ共此度の儀村
方口上書御下に相成先規の通被成下候
は、難有可奉存候追々相考へ何卒御国
の利潤に相成草木漸包と申場にいたり
候様仕度此段奉願上候事

天保十一年十二月十四日、小森上野廻り
土居孟宗竹を広く植ゑ紙草をうゑる 又
灰屋 新井戸

菓木苗場之儀は寛政年中御領下物産の
為め杉苗桑苗等を始め村方へ分ち被下

候事に御座候て郡方より支配いたし右
場所損失費用も有之二付近年村方へ御
任せ三四ヶ年前より相成申候右にては
廃絶に相成候儀も残念に奉存候二付先
規の通郡方請に被成下手入等いたさせ
御領下のために相成候様仕度此段奉願
候事

同 同廿二日 菓木方場願の通相済み

普請方へ申述申達す（樂齋
日記照心日乗）

蓋し文政初年よりは藩内に儒教振興を旨とせ
る学者派と、国富開発を主とする殖産派と対
立し、学者派の政権を占むると共に、功利的

施設は総て抑止せられ、為めに菓木掛の事業は植林の下刈、抜伐等維持に必要な作業のみに限られて、殆んど廃止の姿となり行き、寛政当時の藩有植林も、之を民間に払下げて七千両を得、其の四千両を学田設置費とし、残余の三千両を以て寒松院修営、八幡社祭器修繕、結城神社建築、千歳山開拓等の事業に費消せられたり。就中河内藩有林は天保十一年、国校維持調達の為め、之を御用達田中治郎左衛門に譲渡せしが、当時田中家は営林に経験なければとて頗る躊躇せしに、藩は一切の営林作業を藩庁の係員に於て施業すべしとの条

件を以て、強ひて讓受を承諾せしなりと云ふ。平松正愨の郡奉行に就任するや、小森苗圃の荒廢を慨して稍之れが興復を図りしも、天保十二年七月職を罷められて後は其の事復た廢せり。後ち安政中藩主高猷が偕樂公園を經始するに當り、佐伯権佐の拝領地を差出せしめ、其の代償として小森上野の御林を与へしことあり。安政六年外山方道の孫治兵衛が漆木掛を命せられて、漆樹の栽培を司り、翌七年正月命によりて米津村に梨畑を新設し、上州高崎より教師を聘用して優品を産出せしことあり。菓木事業の末路に付ては是等の事の外は

一も伝ふる所あらず。但川上藩有林のみは今
尚国有として存在し、現に三重高等農林学校
の実習林に供用せられつゝあり。

第五節 菓木附帯の諸計画

菓木方は前記以外に産業及土木に関して種々考按を立てしが、其中極楽橋の架換并其の維持方法は全く実現せしも、其他は計画に齟齬を生じて中止し、若くは着手に至らずして止めり。其の要項を略記すれば次の如し。

1 極楽橋の維持方法

伝え云ふ、寛政十二年十二月、外山方道建議して始めて極楽橋を架設し、従来渡守たりし瘖啞者をは米倉の番卒に転せしめて活路を与へたり。極楽橋を鴛鴦渡と称するは瘖啞と鴛鴦と国訓の通するに由れり。といふ。されど此時始めて架橋せしにはあらず。橋は旧くより存在して其の維持は極楽町の負担に属し、橋の中央より稍東に偏して舟路を通すべく橋の一部を欠き、渡舟もて之を往来せしめたりき。然るに此橋は大抵十年毎に架換を要するを以て、極楽町は失費の頻繁に堪へず、元禄

中藩の許可を得て、大門町以南の各町及寺町よりも架換費の寄付を求め、且藩士の一部よりも知行高に応じて合力を受くる事とし、其の渡守の口糧も亦右の各方面より醸出を求めて之を給与せしが寛政度の架換に際し、外山方道の建議に依り、橋桁を高め橋板を全通して、橋下の通船に支障なからしめ、渡舟廃止後仍十二年間渡守給を醸集せしめて之を蓄積し、且市内に於ける髮結床より免許料を徴することゝして之をも蓄積し、両者を合して橋梁維持基金と為し、其の利子を以て修補費に充つることゝ為したり。

一 極楽橋先達仕法之通出来候事

右之橋永々御厄介の御手離候様の仕法にも仕度と奉存候処先つ橋の損し并建替常々の掃除料一切皆集候ては中々小事の義には無之依之是迄渡守給米として貰集候所の御家中米其外野田神戸乍聊も是を入れ年間十二年の間を積立いたし右の利足にて永代橋の雑用と在候へ共是も聊の事にて世話も難届猶貸付金と申は永統の当には難相成依て又仕法相考相目論見候義は津町数多の髪結有之候へ共当地に於て髪結床株と申も

無之依之此度髮結株を御免被為仰付候
へハ右等の者渡世の営にも基附又職分
の行跡等の取締も出来可申左様の義に
相成候へは為冥加何卒橋料になりとも
年毎に金三四両両度に屹度差出可申段
御聞濟被為成下候様にと申出候に付是
は幸慥なる永続の橋料に可有之右之通
被仰付候様仕度且又右極楽橋東西内手
の土手凡三十間程の処当分古橋の板に
て土手を為持候へとも次第に損し候付
何れには石垣ならで相持申間敷依而右
年限の積金は石垣手摺等の仕方金に仕

度委しくは別帳に有之

(郷中仕法帳)

2 山焼の制限

山村に於ては毎年早春山草を焼却するを例とし、之に対しては何等の制限なく、為めに山林の荒廢を促し、国土保安上憂慮すへき状況なりしかば、郷中仕法帳に左の如く切言して、速に適応の措置を執るの要を述べたり。

一山中方古来と違ひ次第に家宅の潰れ并に牛馬の減夥しく依之木柴炭其外山々の産物一切出方至而相減じ山々自然と生ひ茂るによりて猪鹿の政道出来かたきに付近来山を多分に焼払候事と被相考候右に付山々自然と干乾し水氣を保

つこと能はざるによりて夏に至て出水
無之旱魃の年には下の憂と相成候事委
しくは別帳に有之

一右何れとも山々仰山に焼捨二付山々の
藤蔓草を焼切り依之山々岩石拘保つこ
と能はず依而岩崩落山中の川は次第に
石にて埋もり筏の通行も出来かたく委
しくは別帳に有之

一山中焼山多く出来候二付其焼土は悉東
風嵐たびに崩出で下平地の川へ押出し
夫より湊海底まで高砂となる委しくは
別帳に有之

一元来猪鹿は奥山に住ひ致候者に有之然
る処其の奥山を平等に焼払ふ二付住ひ
所も無之并木実草根迄悉く焼絶二付餌
食無之依之奥山を出で津近在北は部田
山よりして内田山まで又南は半田山よ
り野田山まで其外惣体の山に住ひとし
て作物を取荒し候事とも先づ古来無之
事是れ全く焼山多き故の憂に可有之委
しきは別帳に有之

これに対する藩の措置の如何なりしかは明な
らざるも、別に施設する所なかりしが如し。

降りて文政十三年、幕府は全国公領私領に令

を下して山野の火入を厳禁せしが、亦未だ励行に至らざりき。猪害は領内山中地方の之に苦しむこと年久しく、何時の頃よりか大狩と称して山中四十七村聯合し、時に大挙して野猪を狩るの事ありしが、寛政元年命じて八ヶ村を加へて五十五ヶ村とし、同十一年更に七ヶ村を加へて六十二ヶ村とし、藩より狩飯米六百俵を給与し、十六歳以上六十七歳以下の男子を挙りて参加せしめ、大庄屋、庄屋等之を統率して各其の部署に就きて、猪、鹿、兎を猟殺し、獲たる野猪は其の鼻を、鹿は其の左耳廓を切りて監督の藩吏に呈せしむ。大狩

の時期は春期彼岸前後に於てし、毎回三日を以て期間と為し、数年若くは十数年を隔てて之を行ふを例とせり。野猪の繁殖甚だしく農作の被害多かりしこと、以て知るべし。こは菓木方事業には関係なきも事の序なれは茲に併せ記す。

3 酒類紙類の移入防圧

郷中仕法帳に拠るに、外山方道は領内の通貨流出の最大原因が移入酒類の消費に在るを知り、其の防圧を以て藩の経済を維持する重要政策の一なりと認め、一志郡島貫附近に於て醸造業を発達せしめて、領内の需用を贍さしめんと企図せり。蓋し島貫村は雲出川下流の北岸に枕み、水運を利用して上流沿岸十八村の産米を湊集するの便宜あればなり。其の陸運を減するによりて生ずる剰余畜力は、之を農耕に転用して農事の発達に資せしめ、又醸酒の発達と共に酢、焼酎の福産を生し、樽、

桶等の工業を誘発するの間接利益をも考慮して、醸酒奨励の必要を断定せしなり。而も此の剰余畜力の利用には、沿岸村吏の反対意見ありて、実施に至らずして止み、後年貢米の矢野村に集中するに及んで、稍其の理想の一部を実現するに至れり。

方道は又河内谷の製紙業を奨励して、官署使用の紙類は勿論、郷村所用の宗旨帳、其他民間使用の証文用紙、半切紙の類に至るまで、一に河内谷製出の紙類を用ひしめ、以て他領移入を防圧すべしとし、其の第一歩として楮苗の配付を行ひしこと既記の如くなりしも、

著明の成績を挙ぐるに至らすして止めり。

4、津町商工業発展策

菓木方の計画せし津町商工政策に数項あり。其の第一は極楽町以東の岩田川堤防に荷上場を新設し、上流より薪炭其他の産物を運搬して茲に荷揚し、又雲出川を流下せる諸産物を、矢野より海路茲に廻送し来らしめ、是等諸物資を諸方に販売して津町商業の発達を促さんとの計画なりき。其の岩田川の輸送に關して、安濃郡西部諸村及伊賀の一部に於ける物資を集め、それより岩田川を川下げして極楽町東方の荷上場に将来するの計画にして、其の五軒丁以西片田村迄約一里の間に運河を開鑿し、

家所、穴倉、長谷附近の農産、林産、石材等をも搬出するの便に供ずるを目的とし、運河開鑿の費用に付ては、身元確實なる有資者の、之が負担を声明せしものありしと云ふ。されど此の計画も亦唯計画のみに止まりて着手には至らざりき。他の記録に拠るに、寛政八年九月 久居領殿村五軒丁の住民佐次兵衛なる者、独力を以て同所以東岩田川筋を浚鑿して舟路を開通せんことを出願し、藩は之に対する支障の有無を関係村に諮問せしに、野田村の答申に云く、同村には肥糞運搬船九隻ありて、同村字亀井より川口まで通船しつゝあり、

今若し佐次兵衛が独力にて浚鑿し、上流石橋まで遡上するに至らば、自然水路を専用して従来の慣行を破壊するに至るべし。故に官營浚鑿ならんには敢て異議を挟まざるべきも、私人の施工は断して反対せざるを得ずと、佐次兵衛の出願は為に阻せられて許可を得る能はざりき。之を以て推すに菓木方の計画も亦或は類似の故障によりて、抛棄するの外なかりしならん歟。

次に綿荷取扱店設置に付て、郷中仕法帳の計画に云く、

大和綿の儀古来は当地へ四五千駄附送り

是よりして舟積いたし賑敷有之候事然る
所勢伊人馬附送候荷問屋無之によつて馬
士共荷物の宿をいたし候二付家内其綿を
抜取り跡へ石瓦杯を貫目に入れ甚以て不
埒の事共一統いたし依之荷主共申合大阪
廻しに相成勢伊両国の交易を取失ひ候事
有之近来は旅駄二十駄なくて津出し不申
右等も荷問屋の仕方を附け以前の姿取直
したく種々相考へ夫々荷主方へも相渡り
談し候目論に有之候事

次に木綿問屋の設立に關しての立案に云く、
御領下在々木綿之儀は百姓作合の稼にて

これに越す大なる代品物無之依之右等も
励出精の出来候様の仕法も可有之先手広
き御城下の町々に於て耽シカといたし候木綿
問屋と申者無之依而御領下の木綿尽く松
坂に送り松坂木綿となり他の口銭交易と
相成候事土地に似合ざる仕癖二有之何共
歎かしき次第に可有之依之木綿問屋何卒
取立候様仕度と取掛候事

此外尚進んで名古屋との取引關係に付て考慮
し、木曾の木材が尾州藩産物役所の取扱に帰
したるを以て、其の掛役人森田八郎右衛門、
近藤治兵衛と懇親なる某を介して、廉価を以

て其の木材を買取るの便宜を求め、良材を移入して桶、棒、杓、樽、盥等の日用器物を津町の工人に製作せしめて領内に供給せしめ、我領内に産する杉丸太、薪炭等名古屋に欠乏せる物品を輸送売却し、相工の利便を贍すと共に、因て以て我が商工業務の進展を図らんとし、頻りに計画する所ありしも、是等は皆実行に至らずして徒らに水泡に帰せり。又米作の撰種、苗代の仕立、害虫の駆除、肥料の供給等農事の改良に関する事項、農民の貯金方法等に付ても考案を立てしが、是等は如何に成り行きしか明ならず。

以上菓木事業の諸計画を創意せし外山方道に付て、『阿漕雲雀』の記する所次の如し。

故人外山与三右衛門は初め奉行手代なりしが菓木功者に付拔擢せられ其の子孫繁榮し遂に御譜代にも成れり彼の与三右衛門種々仕方目論見にのみ辛苦して寢食を忘れ御国益には骨折りしかとも其身軽く時も到らず策謀行はれず彼の家に残る所の仕法目論を借覧するに当否は知らず実に心を尽くせりと思はる其中に御国家の根本を考量せるものに前段にいへるが如く土地に産物なく媮惰にして生業に疎く

只他に取りて万をまかなふ故に岡目裕になれりと雖も其の元他国の人を肥すのみにて国人は僅に口銭の利に充つるのみ也先酒二万両魚二万三千両ばかり其の余材木戸障子建具万の雑具呉服瀬戸物等の小間物皆尽く他方に取りて自由を弁す日々貨物を載せ来る船数をもて量るに年々他所に散する金凡三十七万両也御物成何程御収納ありや知らすと雖も伊勢国十七万石余也年々一石一両にして十七万両に過ぎず此内御家中の給分諸民の飯料悉皆を引かば如何で彼の出金の半にも給せんや

況年々豊凶あり御国用に臨時あり思へは
一年をも容易く支払し難きやうなれとも
天地の融通は凡智の及ばざる妙用あり幸
に相続して渡り来れるも怪しきなり願く
は民に力作を勧め空地なる地を見立て遊
民を教へて土産を貯へ他所に散失せしめ
ず自ら国を富ましめ国力を貯ふる時は年
々倍々して終には富強を為すへきに歴々
の諸有司これでは／＼困りたるものなり
とて不足は他所に借りて今日／＼の責を
遁るゝを勤功と覚えられしは無念の事也
斯る上国に生れて此の太平に居ながら何

の困ることか之れあらんと老をかみて悔

みしも理りとは聞えしなり

方道は斯くの如く一意国力の興復を図りて獻策し、時の加判奉行岡本景淵、郡奉行茨木重謙等の能吏ありて善く之を用ひ、遂に既記の如く三十年に渉る継続的施設を以て領土の富源を開拓せしが、景淵、重謙は寛政の農民暴動に失脚し、方道は文化二年に病没し、後継必すしも適材のみにはあらざりしが為め、業績揚らずして一二失敗に終りしものさへありしかは、儒学派の否難頻りに起りて、終に事業を中止せられ、既記の如く植樹の成育未

だ合抱に達せざるに、早く既に其の過半を売却処分に附するに至れり。其の所謂儒学派の意見は畢竟左の如きものにして、必ずしも事業其物を非認するにはあらざるも、さりとして決して国富培育の施設を重要視せしものにはあらざりき。

近年国益と号し新規の義を企て行ふこと多しと雖も其の事を遂げて誠に益となるものも聞かず蓋し昔より無き処の事を企て其の利を計るも富国の事にて善き事なれとも其の道に依りて行はざるが故に其の事遂くることなく多くは世の嘲と

なるのみされば益なきのみならず此が費
を補ひ填むこと能はず皆国用の費民力の
費となること歎するに堪へたり：：或は
山を開き岩石を裁し或は川を堰き水を引
きて通船の利を計ると雖も空しく民力金
米を費すのみにして事遂に成らず或は果
木薬料を栽ゑ或は楮木を作り或は陶器を
製するの類多くは其の利あるを聞かず是
れ皆其の事を司る有司は言ふに及ばず是
を許して行はしむる執事の上に関係せさ
ることなし凡そ其人に非すして任する時
は仮令志は可也と雖も皆乃ち過つ也：：

⋮

(多羅尾光寬著無題錄)

第六節 津府附近の治水工事及

新田干拓

岩田川は既記の如く延宝二年三年に亘りて、河床の浚渫、潮留築堤、河口蛇籠伏等の工事を施し、次ぎて同六年、同九年の両度に湊口に追加工事を施して、船舶の出入に便せしが、其後宝永三年に津町の事業として河口を浚渫し、享保十二年再び同様の工事を為せり。然るに其後復た河口壅塞して、満潮時の外は小舟も出入し難く、其上流岩田橋までの間、河身に土砂堆積して通舟を阻するに至りしか

ば、外山方道獻議する所ありて藩は之を採用し、郡奉行手代川村尚盛の紹介により、領下三重郡松本村の長谷川安親後松本と改む通称宗十郎を工事請負人に指定し、寛政三年之れが浚鑿を行はしめ、工成りて河口の堆砂除却せられ、全川通舟の便を得るに至れり。後寛政十年水害ありて湊口に損所を生せしかば、船奉行島川総蔵工事を担当して之を修理せり。

其の頃塔世川の注口は部田川と合同して、河口に堆砂高く積み、水行を阻すること甚しかりしが、安親の岩田川浚渫工事を竣るや、岩田河口以北海岸の地況を踏査し、葭生荒地

多くして排水の不良なるは、畢竟塔世川口の壅塞が其の原因を為せるを看破し、之を疏通して附近一帯の排水を完成すると共に、河口の荒廢地を以て新田を干拓するの計画を立て、私費を以て施工せんことを民政庁に稟申して、其の許可を得たり。

一 寛政三亥年津岩田川浚御普請の儀二付出
津仕右御普請所請負被仰付都合能出来仕
候其砌岩田川海辺より乙部中川原部田浦
辺見及候処中川原澳に葎生荒地畝数凡五
六丁も有之下部田澳に同地畝数凡五六丁
も有之其外半荒の場所も数多く有之双方

合しては余程の荒地にて国土の用と存し
何卒御国益に仕度何故ケ様に荒地捨置有
之事哉元よりの荒地とも不相見考へ見候
処塔世川部田川落合の所地高く右両所先
に高洲有之仍水ぬけ悪しき故両澳に斯く
荒地に相成三郷新田の処大部田村人家近
き辺迄荒地汐出等有之手段は無之事哉歎
ケ敷存猶両所落合の所に空地有之故川替
仕右之場所へ新田畑開墾仕候得バ水捌ケ
宜敷可相成と考候……郡奉行杉山六郎
左衛門様茨木理兵衛様へ御手代岡山嘉平
次殿を以て右奉伺候処被仰下候ニは十二

三年以前願出候儀も有之候へ共荒地の助
に相成往々御益之儀治定難出来に付聞届
不申候右之存念に候へば篤と見及ひ委細
申上候様被仰下候に付兼而考置候へ共大
部田村下部田村役人立合にて水盛相考候
処塔世川部田川落合の所地高く水汐淀み
夫故多分の荒地出来三郷新田も汐出て荒
地に相成居此上捨置候ては弥荒地相増し
可申旨申上候処郡御奉行理兵衛様より宗
十郎を御召被下御屋敷へ罷上候処右荒地
の儀御尋に付墨引絵図面差上夫々御請申
上候へは成程塔世川水捌あしく水出毎に

川上破損所出来猶又部田中川原の新田は
年々皆無に相成永荒半荒等相増し如何共
心配いたし居候処其方存念有之趣申出候
に付大慶致候旨御懇に被仰下候：：：前
段の訳合申上就ては中川原村浜新田 下
部田村外新田右両所の内捨居候荒地被下
置両川落合の所地高く候故川替被仰付候
へハ同所新田開発仕度奉存候左候へは両
村共続きの田地は勿論三郷新田とも水落
宜しく可相成候に付其以後は皆無に相成
申間敷塔世川筋水捌け能く相成可申旨委
細申上候て新田開発仕度存念通り奉願置

候所御評議の上御聞に達し寛政四子年六月塔世川為流行右場所を以て川替新田開
爰被仰付同年八月より取掛り南堤築川替
仕り翌年丑年に北堤築立追々新田畑起し
中川原村下部田村の荒地も願之通被下置
候に付新開同時に起反しも仕候右両村の
荒地持主共当時持兼差上候程の儀二候得
共先年金子を出し求め候の所川先へ高洲
出来候てより長く荒地に相成難渋に相成
理兵衛様思召にて右両村へ金十五両ツゝ
御下行有之右地面御引上二相成候上宗十
郎へ被下置候二付則翌丑春右金子同人よ

り上納仕候右開発に取懸り候節八手当金
も少々有之他借等も引合置候へは存外入
用多く難渋に及候へ共諸方の御蔭にて丑
寅卯三ヶ年に堤等立田畑も大半起し申候
南堤は塔世川堤之儀故御修補に可被成下

旨被仰付候事

(長谷川
宗十郎)

自筆両所取立訳書)

即ち塔世、部田の両河口を分派すへく二条の
堤坊を作り、両堤内の民有荒地を以て新田を
開拓せしなり。藩は其の荒地を前所有者の手
より買上げ一旦藩有に歸せしめたる後改め
て安親に交附し、地代として金三十両を安親
より徴せり、此の工事は寛政四年八月に着手

し、五、六、七の三ヶ年を閲して完成せしが、
其の塔世川北岸の堤坊工事は藩費を以て支弁
し、其他は一切安親之れを自弁せり。得る

所の田反別は中川原領浜新田葭生地二町
四反一畝七歩、下部田領外新田の内二町
七反六畝二十九歩、合計五町一反八畝六
歩なりしが、後ち十二年間の成墾地を合
計し、文化四年の検地簿に六町四反二十
七歩、此分米六十四石九斗と登録せり。

藩は寛政七年其の地名を松本崎と命名し、
翌年三月四日高嶷、郡奉行茨木重謙を随
へて松本崎を巡視し、命じて松百八十本

を海岸に植栽せしめて防風林と為さしめたり。

安親又藩命によりて松宗垣内を開拓せり。

松宗垣内は上津部田所属の瘠田七町五反二畝十八歩が、安永以降投地となりて大部田村の所属に歸せしものにして、地味薄瘠なれば之れを耕作する者なく、藩は一反二付米二斗を補給せしも、尚収支償はずとして顧る者なく、多年荒蕪に歸して施す所なかりしに、寛政五年安親は茨木重謙の命を受けて之を復興し、地名を松宗垣内と称することを許さる。安親は北勢長島及桑名附近并に尾張海西郡の農民

十八戸を招来し、其の十戸四十八人を松本崎新田に、八戸四十五人を松宗垣内に配して小作せしめ、命せられて松本崎庄屋となり一代限帯刀を許されしが、後ち文化六年に至りて無足人に列し、帯刀、紬着用の特典を受けたり。安親開墾に成功せしも、其の工費は予期以上の多額に上り、加ふるに寛政十一年八月十九日に水災ありて、松本崎海面堤坊を欠壊し、田面尽く潮水に浸されしより、其の復旧工事に費す所多く、資財殆と尽きしかは、藩は低利資金五百余両を貸付し、鋤下年期を延長して之を救済せり。安親自ら其の痛苦を叙

して曰く、

……扱右開発に付ては心痛のみ毎年二月
八月風雨の夜は夜中に打廻り寝候ても三
方の堤筒等を案じ目覚め居候事也 右等
の心配は可有筈自分儀何の思慮も無之斯
く大勢を引廻し心労の事共は書筆に述べ
難く候個様心痛の事共有之候へばとてい
づれへも不足無之只我心を怨み候より外
無之候年数経候へばよろしき義と存候得
共當時を凌ぎ不如意困窮の至二候小百姓
共も当時難渋二候へ共子孫の為と折々教
諭いたし勢を付け遣し申候右の者共も此

処を死場と定め来り候者の其の心体察入り不便に堪へかね自分うろたへ候ては相成不申と心を張り誠精いたし年月を送り候……

両新田の開拓は規模大ならずして、敢て称するに足らさりしも、塔世川口の疏通は上流三四堤坊切落しの度数を減じて、南郊水田の被害を軽減せしのみならず、従来極めて頻繁なりし塔世川満溢の害を減少し、水源地河内谷の植林と相俟ちて、治水の効果を後年に寄与すること頗る大なりき。